

平成30年12月10日開会

平成30年12月18日閉会

(定例第6回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（12月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
一般質問	6
3番 松田 規久夫議員	6
7番 瀬石 公夫議員	20
9番 河内 賀寿議員	33
4番 西本 篤史議員	36
12番 竹谷 和彦議員	43
5番 國本 悦郎議員	51
議案第56号	67
議案第57号	67
議案第58号	67
議案第59号	67
議案第60号	67
議案第61号	67
議案第62号	67

議案第63号	68
議案第64号	68
散 会	75
署 名	76

第2号（12月18日）

議事日程	77
本日の会議に付した事件	78
出席議員	79
欠席議員	79
事務局出席職員職氏名	80
説明のため出席した者の職氏名	80
開 会	80
会議録署名議員の指名	81
議案第56号	81
議案第57号	81
議案第58号	81
議案第59号	81
議案第60号	81
議案第61号	81
議案第62号	81
議案第63号	81
議案第64号	81
議案第65号	84
閉会中の継続調査について	85
閉 会	86
署 名	87

田布施町告示第57号

平成30年第6回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成30年11月27日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 平成30年12月10日
2 場 所 田布施町商工会館 サリジエ
-

○開会日に応招した議員

畠中 孝議員	穴井 謙次議員
松田規久夫議員	西本 篤史議員
國本 悦郎議員	谷村 善彦議員
瀬石 公夫議員	林山 健二議員
河内 賀寿議員	石田 修一議員
木本 睦博議員	竹谷 和彦議員
清神 清議員	

○12月18日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第6回(定例) 田 布 施 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成30年12月10日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 定期監査の報告
 - 例月出納検査の報告
 - 議員派遣
 - 各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第56号
- 平成30年度田布施町一般会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第6 議案第57号
- 平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第7 議案第58号
- 平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第8 議案第59号
- 平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第9 議案第60号
- 田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第61号
- 町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第62号
- 田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 2 議案第 6 3 号

田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第 1 3 議案第 6 4 号

田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

定期監査の報告

例月出納検査の報告

議員派遣

各常任委員会の調査報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第 5 6 号

平成 3 0 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 6 議案第 5 7 号

平成 3 0 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 7 議案第 5 8 号

平成 3 0 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 8 議案第 5 9 号

平成 3 0 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 9 議案第 6 0 号

田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

日程第 1 0 議案第 6 1 号

町長等の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 1 議案第 6 2 号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 2 議案第 6 3 号

田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第 1 3 議案第 6 4 号

田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

出席議員（13人）

1 番	畠中 孝議員	2 番	穴井 謙次議員
3 番	松田規久夫議員	4 番	西本 篤史議員
5 番	國本 悦郎議員	6 番	谷村 善彦議員
7 番	瀬石 公夫議員	8 番	林山 健二議員
9 番	河内 賀寿議員	10 番	石田 修一議員
11 番	木本 睦博議員	12 番	竹谷 和彦議員
13 番	清神 清議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	神田 伊織君
		書記	木村 朋子君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	教 育 長	尾崎 龍彦君
総務企画課長	亀田 典志君	総務企画課主幹	堀 昌子君
税務課長	堀川 誠君	税務課主幹	藤本 直樹君
経済課長	向山 智章君	建設課長	田中 和彦君
建設課技幹	吉藤 功治君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	長合 保典君	社会教育課長	中田 正美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（清神 清議員） ただいまから平成30年第6回田布施町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（清神 清議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、瀬石公夫議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（清神 清議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間といたします。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、会期は12月18日までの9日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（清神 清議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 林山監査委員とともに実施いたしました定期監査及び例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

定期監査は、10月9日から6日間にわたり行いました。その結果は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、例月出納検査でございます。

平成30年9月、10月及び11月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、同じくお手元に配付してございます報告書のとおりであります。現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。

9月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、常任委員会における調査の報告は3件で、お手元に配付した文書のとおりでございます。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

日程第4. 一般質問

○議長（清神 清議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私は、今回3問、いずれも町長へ答弁をお願いいたします。

今日この場のトップバッターですが、いつもと違うなあと感じております。役場の庁舎が今耐震改修で、通られる住民の方は必然的に行政に関心を持たれると思います。で、先月の15日からは、新町長が誕生しまして、おのずと町長はどういう考えを持っておられるんだろう、そういう思いで今回後ろを振り返ってみますと、12月議会ですが、傍聴者の方も多数お見えになっておられます。私も、皆さんにそうだねと同意してもらえそうな質問にしたいと考えております。

この土曜日の中国新聞に、私は今回1問、2問で都市計画税、固定資産税と質問しますが、中国新聞に地方版ですが、固定資産税の記事が載っておりました。

中国新聞の方と私は接点がありませんし、ここにはTYSのカメラが座っているような状況ですが、マスコミの方とこの議会に向けての連絡等持ったつもりはありませんが、この土曜日の中国新聞の記事は、今日の私の質問に対しては非常に応援になっているんじゃないかというふうに感じております。

それでは、早速、まず1問目の都市計画税について質問いたします。

固定資産税について、田布施町の基本的姿勢は、町内は田舎の位置づけである。理由は、固定資産評価基準に定めている宅地の評価方法に、その他の宅地評価法のみを採用していることから判断できる。

都市計画税についてはどうであろう。昭和の後半から、経済成長で、町の将来は税の名前が示すとおり未来の市街化を展望した任意税の導入となっている。昭和の発展期から平成の安定期、次の期間は少子高齢化に伴い、このまま進めば衰退期となるであろう。昭和の時代、瀬戸内海工業地帯の周南エリアのベッドタウンとして発展した田布施町だが、将来の都市化は望めそうにないのが現状である。

田布施町の税に対するスタンスは、固定資産税においては田舎、都市計画税においては市街化を目指すダブルスタンダード（二重基準）であり、相反する立場と言える。実現が望めそうにない都市化であれば、目的税の都市計画税は廃止すべきである。

現在、税率は上限の0.3を適用しているが、一度にゼロにするのが困難であれば、段階的に0.2、次に0.1と下げてゼロにすべきと思う。田布施町が導入している使途に目的がある任意税の都市計画税に対する基本的な考えを聞く。町長、よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 一般質問で初めてお答えをいたしますので、緊張いたしておりますけれど、よろしく願いをいたします。

それでは、御質問にありました都市計画税の評価方法でございますが、評価方法につきましては、市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式と、その他の宅地評価法（標準宅地比準方式）がございます。

市街地宅地評価法は、主に都市部の住宅が密集した地域における、土地の固定資産評価に用いられ

るもので、路線価方式と言われます。

この路線価方式は、道路1本ごとに価格をつけ、1つの道路に接する土地について、全て同一の価格から計算するものでございます。

その他の宅地評価法（標準宅地比準方式）は、主に市街地的形態を形成していない地域における宅地、いわゆる村落地域の評価となり、原則としてこのその他の宅地評価方式は、道路ごとに路線価を付設せずに、状況類似地区の区分とその中で標準宅地を選定し、土地の宅地比準を行い計算する方法でございます。

田布施町では、現在、都市部のように市街地形態を形成するまでに至っておりませんので、その他の宅地評価法により土地評価を行っております。

今後、市街地形態が形成された場合、地区を限定し、市街地宅地評価法を採用すべきか不動産鑑定士と協議することとなります。

御質問の都市計画税は、都市計画の観点から、住みよい町に、より快適な環境になるように計画的に管理したほうがよいであろうと判断した区域に対して課税するもので、本町では、昭和37年度から用途区域等に課税をいたしております。

都市計画税は、固定資産税と異なりまして目的税で、御質問のように都市計画と開発・整備・保全のための税で、都市計画事業としては、公共下水道事業、都市計画道路事業、公園事業などを推進し、住みよい安全なまちづくりを目指すことを目的としております。

この都市計画税を充当できます事業は、都市計画施設の整備に関する事業及び当該事業の実施のために借り入れた借入金の償還金等で、本町で申しますと毎年度、一般財源ベースで約3億6,000万円程度となります。

一方、平成30年度で申し上げますと、都市計画税の収入見込みは、約9,100万円で、こうした都市計画事業の充当率は25%程度になっております。今後も都市計画税の税率0.3%は維持させていただきたいと思っております。そうした理由もございまして、将来のやはり都市開発に向けては他市町村と同じように必要な税と考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長は、一番最後に必要な税というふうに言われました。私もこの9,100万円がなくなれば、住民サービスが従来どおり滞りなく実施するのが難しくなりますので、財政に9,100万円の穴が開くのは、田布施にとって大変なことだというふうに思います。

しかし、ここは質問の中に言いましたように、今からは少子高齢化で、もう市街化というのが田布施望めそうにないわけなんです。ですから、頭の中を従来どおりの仕事をやっていくとか、そうい

うふうなのはちょっとよそのほうへ置きまして、本当に都市計画税の根拠にのっつて、田布施の今の現状で都市計画税が適用できるのかというふうに考えたときに、もう高齢化が始まって人口減少も始まっています。

で、一番田布施のにぎやかな通りであった駅前的一本松から土井の内までが、昔は確かに昭和の時代は確かに栄えたと思うんですよ。それで、平成で次の時代は何というふうになります、わかりませんが、考えたときに、市街化と言われるところは田布施にはないんじゃないか。そうすると、都市計画税を徴収する根拠がないんじゃないかというふうに考えているんですが、この固定資産税は田舎、都市計画税は、ある面は市街化を目指している相反する状態になるような気がするんですが、このあたりどういうふうに町側は説明されますか。僕は、市街化は難しいというふうに思っているんですが。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、これからのことを考えますと、昭和初期のようにどんだん市街地を形成していこうというような事業が行われるとは思っておりません。

しかし、1個の例でいきますと、本町からずっとこちらのほうに来ますときに、ピクロスさんとか、西京銀行さん、あの通りがありますけども、あの通りにつきまして、一つの例ですけども、やはり昔の昭和のままの道路を今県が街路で都市計画の関係でやっております田布施、東田布施のほうへ行く道路もやっぱり今の基準でいくとやはりちゃんと歩道をつくって、安全な生活環境をつくっていくというのは、やはりその都度、状況に応じて生活環境が改善するということとあわせて、道路の基準等も変わってまいりますので、昭和の時代のあの道路をそのまま残せばいいということになるんでしょうけども、やはり全国各地で都市開発、将来の住みよいまちづくりということで、そういった計画、一つの例でございまして、進められております。

それと、一つの例でいきますと、中央雨水が今どうしても田布施というところは、雨が降りますとやはり市街地には大変水がたまって御迷惑をおかけしておりますけども、そういった雨水を根本的に解決していくというためには、どうしても中央雨水の事業をやっぱり毎年1町歩ずつぐらいでも最低やっていくということで、何とか駅前につなげて、将来は駅の北側からの水も完全に流していこうとこのを計画的にやっっていこうとなると、やはりこうした都市計画税というものがございませんと、事業になかなか着手できないとか、計画自体が立てられないということになってしまいますので、今2つほど例を申し上げましたが、そういった事業につきましては、市街地を開発していくんじゃなくて、今あるものをもっと今の市街地並みのものにあわせていくということは必要なかなと、私、ずっと町職員になって考えておりました。

それと、1点は、下水道事業だけでいきますと、やはり50億円ぐらいまだ借金を抱えておりまし

て、毎年、事業自体は2,000万円とか3,000万円ぐらいしかやってはいないんですけども、やっぱり3億円ぐらいはもう償還していくという、どうしても今までやってきたものを払っていくというのは、都市計画税の中の目的にも入っておりますので、松田さんがおっしゃられますことも十分よくわかりますし、町民の皆様方のお気持ちもよくわかるんですが、当面、すぐ都市計画税を廃止していくというようなことは、大変申しわけございませんが、財政上もなかなかそういったほかに財源があれば問題ないんですが、限られた財源の中で申し上げますと、非常に厳しいというのが私の率直な感じでございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 必要な財源、わかります。ですけど、都市計画税においては、もう根拠がないんで、これはやめざるを得んのじゃないかと。財源が不足すれば、例えば固定資産税、今標準税率の1.4を基準をしていますが、どうしても足らなければ、例えばこれがいいか悪いかは別問題として、財源が不足すればお金が足りないんですから、標準税率を1.5にして税収を確保するとか、そういう方法もあるんじゃないかという思いがあるわけです。

ただ、固定資産税のほうの税率上げますと、企業さんのほうへ機械類代がかかってきますんで、負担が増しますので、考えものの面はありますが、とにかく都市計画税としての根拠がなくなっているんじゃないか、今の時代は、という思いがありますので、税収額とすれば他の税を考える、あるいは歳出を減らすというふうな格好で対処すべきだろうというふうに思います。

で、都市計画税ももっとも話したいんですが、僕、今回は先ほども中国新聞にちょっと載ったということで、今日の傍聴者の方、かなりこの固定資産税のほうに関心持っておられる方のほうが多いと思いますんで、都市計画税は機会があったらまた質問したいと思いますんで、2番目の質問のほうへ移りたいと思います。

固定資産税のほうの回答も、町長、よろしくをお願いします。

毎年、日本各地で災害が発生し、防災に関して田布施町も各種被災を想定した対策が望まれる。山口県が指定した土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について、住民からの申請がなくても固定資産税の減額処理がなされたと聞く。

一方、土地の評価方法で土地の不整形、間口、奥行きを補正をしない理由は何か。不整形については過去に15件の減額がされている。申請すれば自分の所有している土地が減額の可能性があるなど、ほとんどの人は知らない。住民は行政を信頼している。税は公平・公正でなければならない。両者の扱いに差が見受けられるのはなぜか。

また、平成6年から平成30年の24年間、間口、奥行きは検討中のため補正しないとされている

が、検討した資料を示してほしい。3年ごとの評価見直しも検討中として、検討中24年間は長過ぎではないかと思える。地方税法上どうなのか、今後の対応をお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

固定資産税についての御質問でございますが、まず、山口県が指定しました土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに係る固定資産税の減価補正の理由でございますが、こうした特別警戒区域は、崩壊した土によって住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生じる恐れのある区域で、今年も広島を初め全国各地で多くの方が犠牲になっております。お悔やみを申し上げますとともに、行政といたしましても、こうした災害への啓発・避難体制の確保に、これまで以上に配慮していかなければならないと考えております。

レッドゾーンにつきましては、区域内で開発しようとしたり、住宅の建築物を建築する場合など許可制になったり、厳しい構造規制等が行われることとなります。

こうした区域について、法律上の規定はございませんが、総務省自治税務局資産室長から出されました「平成30年度固定資産の評価替えに関する留意事項について」の通知の中で「状況類似地区の一部の区域において、土砂災害特別警戒区域、急傾斜崩壊危険区域等の指定による土地の利用制限が土地の価格に影響を与える場合には、当該影響を適正に評価に反映させること」という規定がございますことから、田布施町土地評価基準を見直し、町と共通的な課税措置として、該当する土地について減価補正措置を行ったところでございます。

次に、お尋ねの固定資産の土地の評価についてのお尋ねでございますが、地方税法第403条第1項で、市町村は総務大臣が定める固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならないと規定されており、この固定資産評価基準では、市町村の状況に応じ、市街地宅地評価法とその他の宅地評価法によって評価を行うと記載されております。

まず、先ほどの質問にもございましたが、市街地宅地評価法では、区画計算法が詳しく定められており、不整形道路の関係、間口が狭小な住宅等について、それぞれ詳細に係数が規定されています。

次に、本町の場合でございますが、その他の宅地法につきましては、不整形地について形状等による比準割合といったものになってまいります。市町村が定める範囲内で標準宅地と比準宅地の形状差を評価していく方法となります。

さきの御質問にもお答えしましたように、本町ではその他の宅地評価法、比準方式を採用しており、3年に1回の評価がえごとに不動産鑑定士の御意見をいただきながら、総務大臣が定めます固定資産評価基準をもとに、田布施町の土地評価基準を作成し、この基準に基づいて評価を行っております。

この基準の中で、これまで著しく不整形な土地については補正を行っておりますが、御質問にございますように、間口、奥行きについての補正につきましては、基準の中で対応いたしておりません。

間口、奥行き補正の項目について、同基準の中で見直しの検討ということでずっと記載されてまいりました。マニュアルというようなものがあるんですけども、たくさん補正項目等あるんですが、その中で間口、奥行きについては、その囲みの中にやり直しの検討という記載のままマニュアル的なのが引き継がれてきたということでございますので、そういったものは、どういった内容でどういった経緯で見直しという表現がされたのかというのが、税務課でも今確認をいたしておりますが、資料等なく、確認が、随分昔のことでございますので、どういった経緯でそういうふうな表現がなされたのかというのは確認できておりません。

それが、3年ごとの評価がございますので、同じような形で引き継がれてきたというのが、実際でございますので、3年に1回基準をつくるときに、前回のものを引き継いできたというような形が実情でございますが、御質問にございましたように、一部そういったことが長年放置したのではないかなというような新聞報道で取り上げられておりまして、町民の皆様は御不審の念を抱かせたことにつきましては、伏しておわびを申し上げたいと思います。

しかしながら、本町といたしましては、あくまで地方税法に沿った形の中で課税措置を行ってきた分でございますことは、申し上げさせていただきたいと思います。

この点につきましては、いろいろ固定資産税というのはそのほかにもたくさんの補正項目とかございますので、一概に補正をやっていないやっていると一言で言えないわけでございますが、宅地自体にかかるものと建物にかかるものそれぞれいろんな補正項目がございますので、町としても7割補正までは規定をしておっておりますけども、その中に間口、奥行きといったものを入れると申しましても、0.1ぐらいしかさわるることができないようでございますが、基本的には議会のほうへもそういった経緯がございますので、また、全協の中で詳しく新聞報道の内容と税務課のほうのこういうふうなやってまいりましたというのは、資料をつけて御説明を今日申し上げたいと思います。

こういった形になりますけども、御質問にありました固定資産税については申請とかいうような形で取り扱われるものではございませんで、基本的には固定資産税につきましては、決定に対しては不服申し立てをしていただくという形のものになってまいりますので、レッドゾーンの方とは性格が随分異なるものでございます。

いずれにいたしましても、町といたしましては、今後、本町が固定資産評価で採用しておりません奥行長大、間口狭小などの形状の補正項目を新たに設けていくべきか、それともまた本町で現在採用しております不整形地の補正に著しく不整形というようなものがございますが、まず、それを詳しく

もっと詳細に補正項目をつけていくのかということにつきましては、今後、平成33年度の評価がえに向けてということになりますけども、至急に不動産鑑定士3人の御意見を伺うようにしておりますので、こうした不動産鑑定士が専門でございますので、協会にお願いいたしまして、不動産鑑定士と近隣の市町村、また税制の内容を詳しく確認しながら対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 検討した資料がないというのは問題だと思いますね。基本的な仕事に対する姿勢が、僕もちょっと税について勉強しましたが、深入りすりゃあするほど難しゅうなる、作業量が増える、で、なおかつ、町の収入が減るという方向になるわけです。作業量が増えて税収が減れば、職員もやろうというふうな取り組みが失せると思います。

ところが、金額は多い少ないは別にして、自分たちの仕事が多くなるから、あるいは税収が減るから仕事をやらないじゃいけないと思いますね、一人一人住民を向いて仕事をやるべきだと思います。探してない資料ですから、ここで追及しても仕方ないと思いますが、仕事をする根本姿勢に今言ったようなことがあるんじゃないかという気がしますんで、これは今後の反省材料にしてもらって、納付しなければいけない資料については、ぴしゃっと決められた、法令で決められたような年数で保存していくというようなことを徹底していってもらったらと思います。

このたび話題になっているのは、不整形ですが、不整形で過去に15件減額実施しているんですが、これはいつごろにどういう理由でなされたものなんでしょう。

○議長（清神 清議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 平成9年当時ぐらいからだったと思います。今ちょっと資料がないので、はっきり年数は申し上げられませんが、いわゆる著しく不整形なものについて適用しておるものがございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 税に関することは、細かいことはほとんど住民は知らないんですよ。で、質問の中に僕書きましたが、町の仕事を住民はお任せして信頼しているんですよ。で、疑問を持った人だけが申請すれば減額になった。知らない人はずっと何も申請せずに従来のまま、本来申請すれば、この町内にも減額になるような土地があるんじゃないかと思うんですが、税の基本、公平公正というこの観点が欠けているというふうには思われませんか。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私も税に詳しくはございませんけども、固定資産税の基本は、評価するとき

にいろんな相続とか、分筆とか、登記とかあるときに、いろんなデータが来るときに、やはりこれは不整形だとか、職員が判断をして課税措置として減額補正に該当するというので申請も何もなしに登記とかいう情報を確認するときに、減額補正をかけるということがございます。

それと、調査をして、いろんな調査をするときに家屋調査とかいうときに、これが不整形だということが現地で確認ができたということで、課税措置として減額していくということもございます。

それと、申し出があつて、これはどうなんじゃろうかということで税金に対するお問い合わせがあつて、窓口でお話をする中で、じゃあ、一緒に現地へ行つてこうこうと説明を受けて減額をしたものもあろうかと思ひます。

それともう1点は、もうおかしいやつだということで、不服申し立てとか、そういったことがあつたのか承知しませんが、そういった形で申し出に基づいて調査をやつてということ、それは申請という形ではございませんが、あくまで基準に該当するかどうかというのを担当職員が判断して、ずっと何十年にもわたつて1個1個出てきたものが、今15件あるというように存じております。

ですから、職員がどうなるかということについて、余り職員を責める気もございませんけど、やはり一つの基準に基づいて1個1個対応してきたというのが、今の不整形数が現実うちのマニュアルに整形と不整形という基準があつて、不整形に該当するなというものが15件あるという措置をしてきておりますので、事実でございますので、私、まず言われるように、やっぱり1個1個確認をしながら、ちゃんと仕事をしてくれというのは就任当時に一番先に職員にお願いしたことでございますので、これまでの経緯もございまして、御批判を受ければ、大変申しわけないですが、これからそういったことを見直していこうということで、周りの市町村、合併とかされておりますので、例えばお隣光市につきましても、旧の大和町、多分ずっと使われてきたと思うわけですが、光市と合併されて、その基準をじゃあどうするかというときに、じゃあ、光市の基準とあわされて見直しをされたというのは大変、この場に合併するところ、しないところがございまして、一つの例で申し上げますと、そういった評価を見直すというのは合併とか、開発があるとか、土地区画整理が始まるとかいろんなことがあつたと思ひますが、町職員としては、松田さんおっしゃいますように、1件1件公平公正にということをやつてきたと思ひております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私は、最初に申しましたように、個人攻撃するつもりはありません。組織として仕事をやらなきゃいけない部分をどうしとるんですかという、そこを言つとるんですよ。

先ほど町長、相続税という言葉をちょろつとされましたが、この相続税、田布施は、相続税に関しては田舎ですから、路線価方式でなくて倍率方式をとつていられるんですよ。

それで、倍率方式というのはどういうことかといいますと、相続するときにもう既に補正がなされているというのが前提なんです。そして評価されとる宅地に対して、その倍率で幾ら幾らですよというふうにお金になるわけなんです。で、不整形については、不服申し立てして、0.7という項目がありますから、本当は0.6まで、本当は細かく0.1、0.2、0.3、0.4といくほうがええでしょうが、田布施は0.7ですから、3割カットで適用になったらいくんでしょうが、間口と奥行きは今言ったように相続税に関しては、もう既に補正されているというのが前提ですから、田布施の田舎ですから相続税で税金がかかるほど高額なことはケースとしては1件あるか2件になるんか、ゼロなんかわかりませんが、そういう本来されていなければいけない相続税のときに適用されるような、そこが全くされていない、ほっておかれとるちゅうような状況なんです。間口、奥行きは、24年間。ここが問題じゃないですかと。

だから、可能性としちゃあ、間口、奥行き、不整形やっていけば、仕事量が物すごく増える、難しくなる、それでなおかつ、減額になる確率のほうが高いですから、税収も落ち込むと、それで職員も仕事は増えるが税収は上がらん方向に行くんじゃないけ、モチベーションも上がりませんよね、ええ。

相続税を考えただけでも、田布施町は本来実施していなければいけない補正というのがなされていない、ここを私が追及しているんですが、相続税に関して今私が指摘しているところは間違っていますか、どうでしょう。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 間違っているとは思いませんけども、基本的に固定資産税評価で申し上げますと、税法上の規定の中で形状補正が0.4ぐらいまで下げられるという、それは上限がそこまでいきますよということで、うちの場合は、ですから、それぞれあるんですが、その範囲内で決めなさいという、法律上そうなってきて、町の場合は昭和の時代からそういったものを受け継いでやってきたということでございます。

おっしゃいますように、いろんな影響があると思いますので、私が申し上げておりますのは全くやらないということではございませんで、おっしゃいますように、非常に大変な作業に、件数も多いですから、どうやって計ってどうやって調査するか、莫大なお金がかかるかもわかりません。それはやらないというわけではございませんで、今からやっていきますという検討を、どういった方向でやったらいいのかというのはすぐ着手をさせていただきますということで、またその方法につきましては、議会とも御相談申し上げながら、方法と区域といつまでにというのは一緒にするのか、区域を分けながら少しずつやっていくのか、何年までにというのを少し専門家の御意見もお伺いして、適切な課税でなければなりませんので、どれぐらい時間がかかるのかということも確認させていただいて、十分協

議をさせていただくようにしたいと思います。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 十分な協議をとということですから、評価委員会も評価し、審査委員会も次の見直しまでには間口、奥行きの問題も取り組んだなというふうな報告書を私ちょっと資料として持っているんですけど、次の見直しまでに行政として取り組むつもりがあるのかなのかというあたりだけは、はっきりこの場でお聞きしたいと思うんですが。

○議長（清神 清議員） 堀川課長。

○税務課長（堀川 誠君） 次回、各自治体の状況及び事情に応じて補正をしていくわけなんですけど、これは十分に不動産鑑定士と協議をいたしまして、どういった補正をかけていくのかというのは協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） やっていただけるという方向で受けとめてよろしいんですね。

○議長（清神 清議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 内容等につきましては、どういった補正をかけるかというのは今から協議になりますので、一応そういう方向で検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。職員を責めたり、個人を責めるというのは僕自身も嫌いですので、よりいい方向で考えていってもらったと思います。

僕なんかも公平公正という言葉を使いましたが、既にやってもらっている方、あるいは不服申し立てをされている方が、早目に変われれば全然やらない人と差がついてくるんですよ、金銭的に。従来のままの人と減額された方ということで、このあたりの問題もありますので、仕事をしていくのも大事ですが、金銭的な返還というものの財政に大きな問題がありますが、考慮する必要があるというふうに思いますんで、時間もどんどん過ぎていっていますから、このあたりは、私は、今回2問目は町のほうは自分の質問に沿ったように善処してもらえるとというふうに理解しましたんで、ひとつよろしくお願いいたします。

じゃあ、最後の3問目に移ります。

財政健全化と職員数について。

人口減による自主財源の減少と高齢化による社会保障費の増大が見込まれる。換言すれば、収入は

減り支出はふえる。財政は毎年のように苦しくなっていく。このような現状で、新町長はどのように田布施丸のかじ取りをしていくのかをお尋ねします。

また、職員数について、総務省は2040年構想研究会の報告を受け、地方職員の半減を検討している。田布施町は40年までに実現可能か。よろしくをお願いします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

まず、財政についてでございますが、人口減少・高齢化により、町税などの自主財源の減少圧力、社会保障費の増加圧力が高まることは、本町のみならず、日本が抱える全国共通の今の課題でございます。

こうした課題を解決するため、国は、アベノミクスによって持続的な経済成長を促すとともに、「社会保障と税の一体改革」として、消費税率の引き上げによる増収分を全て社会保障費に充て、お年寄りも、子供も、現役世代も、将来世代も安心して生活できる、活気のある社会をつくろうとしているところでございます。

平成31年10月1日からは、消費税率が2%引き上げられますが、そのうち0.5%分は地方公共団体に交付される地方消費税交付金が引き上げられることとなります。

本町としても社会保障費に充てる財源が増えるわけですが、本町の高齢化は極めて速いスピードで進んでおり、その保障費分の増額分全てを賄うことは、困難と言わざるを得ません。

そのため、人口減少対策、健康づくりの推進などにより、社会保障費の増加抑制をするとともに、国が進める全世代型の社会保障制度改革と足並みをそろえて、社会保障施策に取り組む必要があると考えております。

また、今後、社会保障費の増加だけでなく、老朽化した公共施設の更新等で、多額の経費の支出が見込まれますが、これまで進めてきた財政健全化の流れを後退させないように、中長期的な視点に立って町の財政運営に当たってまいります。

次に、御質問にございました2040年の田布施町の姿ですが、人口においては2015年国勢調査で町の人口が1万5,317人となっておりますが、最新の国の研究所の推計によりますと2040年は1万1,029人と2015年の国勢調査から72%減と想定されております。

そういった対策として、本町では、田布施町まち・ひと・しごと総合戦略に基づきます施策の取り組みを行ってありまして、田布施町人口ビジョンでは、人口目標を1万2,635人、2015年国勢調査の約82%まで人口を維持したいということで目標にいたしております。

議員が質問で触れられました報告は、総務大臣の主催でございます「自治体戦略2040構想研究

会」の第2次報告についてと思われま

その報告の中で、2040年、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上となり、そのころの20歳代前半となる者は団塊ジュニア世代の約半分となり、我が国の社会経済に迫りくる労働力の深刻な供給制約が社会経済の前提条件となってしまうと言及しております。

地方公共団体においても同じでございまして、採用に困難が生じ、若年労働力の絶対量の不足が懸念されており、公的部門と民間部門で少ない労働者を分け合う必要があると規定されております。

そのため、自治体では、従来の半分の職員数でも、自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも、質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要があるとしておりまして、報告書では、現時点から、業務のあり方を変革しなければならないとしておりまして、その考えられる対策の一つとして「スマート自治体への転換」が掲げられております。

これは、全ての地方自治体での業務の自動化・省力化につながる、AIやロボットの導入・運用、自治体で現在行っております事務やシステムの標準化・共通化を求めています。

本町としても、労働力の絶対的不足が前提となる社会がこれから来るということを想定して、社会や技術、制度の変化の動向を踏まえ、持続的かつ安定的に行政サービスの提供し得る自治体を目指しまして、長期的な視点に立った調査・研究、職員の研修、質的な確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長の答弁の中に、町民の数が1万2,635人でしたか、というふうな数が出て、今よりも3,000ぐらい少なくなるんだというふう

で、先日、上関町で議員の研修会がありまして、その中で上関町長が、町民1人当たり40万円税収が減ると、上関町500人減ったんで、2億円税収が減って大変なんだちゅう話がありまして、非常に印象に残って、人口が減るちゅうことは税収も減る、あるいは交付税も減るちゅうことですので、1人が40万円で500人なら2億円と、ということは3,000人ならすごい金額じゃのうというふうに思いながら、将来の田布施大変だのうというふうに今思うたところですが。

一方、ちょっと職員のほうの——先日も言ったかもわかりませんが、職員のほうの費用ということになりますと、単純に計算しやすいように平均年収500万円としましたら、町役場で40年働けば2億円と、それで毎年のように1人1人職員を採用していけば、毎年のように2億円2億円と職員の人件費は要するというふうなイメージになります。

で、田布施は働く場がありませんので、職員が減るのがいいのか、増えるのがいいのか、このあたりの判断は私は非常に控えているんですが、企業の場合は人件費が多いならコストということで人員削減をしております。

で、質問は、職員数規模については仕事量との兼ね合いもありますんで、組合とも大いに話してもらいたいし、議員とも勉強会などをもってお互いに知恵を出し合ったらいいんじゃないかというふうに思っているんですが、もう一度言いますと、職員組合ともここにおられる方話して、いろいろ知恵を出して話してもらったり、あるいは町会議員今13名おりますが、議員とも将来に向けて新しい町長決まりましたんで、将来の財政あたりもどうするんかという方向づけなんかも、勉強会なんかも持てばいいというふうに私は思っているんですが、このあたりの組合との話し合い、あるいは議員との話し合いというあたりを町長、どのように考えておられるか、お答え願ったらと思います。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。大変重要な問題でございます。

私が昭和31年に生まれましたが、そのとき日本の人口は9,000万人でございました。今、減っていると申しましても、1億1,000ぐらいですから、私の生まれたとき、田布施はすごい人がおって、城南小学校もすごい人がおってということですから、9,000万人だった昭和30年、私が生まれたときから、ずっと変わってきたわけですが、そこがどこへ行ったんかが不思議に思います。

労働力の不足と今、先ほど言いましたけども、9,000万人でも牛を使いながら農業をやってきた。生活水準が変わるから、人数がどうかというのは、日本の人口と全体の人口と、外国人の方とかいろんな区分けをして考えなきゃいけないと思うんですが、問題はやっぱりおっしゃいましたように、今単純に考えると人が減ると税収が減ってきて、それがイコール職員に影響してくるとというのは、単純に考えればそういうふうになってくるわけでございますが、国全体で、今先ほど申し上げましたことをどうしていくんかというのがございますので、今、そういう学者さんは、やはり今の仕組みを広域連携とか、今役場がやっている仕事というのは、国、県からかなりおりてきて、おりてきて一方通行で下へおりてくるばかりなんですけども、そのおりてきた仕事が、数少ない職員でやろうと思えば当然広域的に合併という形になって、広域的にやっぺいこうと。

それとか、縣市、県の役割、上関の話が今出ましたけども、上関町でなかなかやっぱりこの業務は難しいとか、人数が減ってくると田布施町も出てくるかもわかりませんが、そのときにはやっぱり広域でも行えないというのは、やはり県が出て、今後都道府県がどうなるかわかりませんが、やはり行政の仕組みは一方通行で降りたものを1回拾い上げて、少ない人数でどうしたらできるんかというのをやらなければならないというようなことも、いろんな雑誌に書いておりますので、そういったものを含めながら、じゃあ、町として今やらなきゃいけない仕事を、以前は160人ぐらい職員がおりましたが、今は130とか140ぐらいでやってきておりますが、それ効率化なり、コンピューターが入ってきたということもありますけども、おっしゃいましたが、財政と特別関係はしてまいりま

すので、職員組合はやはり十分人をつけて、やっぱりサービス業ですから、人がおりませんと何もできないということになりますので、その辺は人が仕事をしていくという、今の状態から見れば、ある程度の人は確保しておかないとサービスが低下するということにつながってまいりますので、財政と人件費と職員の能力とサービスというものは、今後考えていかないといけないと思いますが、いろんなことを言いましたが、仕組み自体というのは広域的に考えていくとか、AIなり自動化する。

今の仕事というのはかなりカスタマイズされておりまして、柳井と光と平生と田布施の同じように入れましても、1個1個システムが皆違うということですから、今、コンピューターでAIでと申し上げても、その仕事に1回整理しませんと、AIと申しましても、結局人が管理していくという前提で考えると、非常に厄介な、かえって手間がかかったりするかなという気もしますので、それにつきましては、また議会ともいろんな勉強、検討をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） ありがとうございます。そういう場をお願いしておきます。

最後に一つお願いして、自分の質問を終わりたいと思います。

なかなか住民サービスをやっていくのに、人との兼ね合い、財政との兼ね合い、難しい面があります。町の仕事で国の委託業務とか県の委託業務、こういう委託業務がありまして、この委託業務には何人役必要だというふうに、例えば0.5人役とか2人役とかというふうな格好で、田布施町にも国・県からの仕事が来とると思うんですね。

で、この県・国の委託業務を足していったら、例えば60人分は国・県の金がついているよというふうな、急ぎませんので、もし大ざっぱでいいですから、正確でなくてアバウトでいいんで、わかりましたら国・県の委託業務の人間、田布施はこの委託業務やっていったら何人役ぐらいの人が雇えるんだよというふうなのを教えてもらったと思います。来年度になっても構いません。

自分の質問、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（清神 清議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それでは、通告のとおり、いずれも東新町長へ3件の質問を行います。

質問方式は一問一答で、これもいずれもですが、一問一答でお願いします。

質問事項1は、子ども・子育てについてです。

質問要旨は、町長は、出馬表明の中で子育てに優しい町に取り組みたいと語られ、現在は小学校3

年までとなっている医療費無償化を小学校6年までに拡大する。後々は中学校、高等学校も対象とするかなど検討したいと覚悟と決意をされていた。

これまでも、18歳以下の医療費の無償化については、私を含め一般質問でたびたび取り上げられている。スピード感を持って対応してほしい。二元代表制を堅持し、議会としての役割を保ち、応援したいと思う。

結婚・出産・子育てに希望を持ち安心して産み育てていくことのできる田布施町にしたいとの思いで、議員においても「子ども・子育て条例の勉強会」をこれまで3回実施した。また、先進地の山口市に研修に行き、市議さんから子育てにおいて家庭環境や所得の格差により子育てに格差が起きてはならない、子供には責任はないと熱く語られ、御指南をいただいた。

今後、執行部と協力し、力を合わせて全ての子供が健やかに育つことのできる地域社会の実現を目指したいと思う。そこで、新町長の御所見をお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

全ての子供が健やかに育つ地域社会の実現についてのお尋ねでございます。

まず、私は、選挙の公約の一つとして、子ども医療費の助成年齢の拡充を掲げてまいりました。

この子ども医療費の助成につきましては、平成29年4月に制度の対象を小学校3年修了まで引き上げましたが、子育ての施策のさらなる充実を図るため、私といたしましては、来年の4月から、対象を小学校6年修了時まで引き上げることとし、現在、この準備を進めております。

今後ほかの子育て施策とのバランスをとりながら、対象年齢の拡充等制度の充実について、財政との関係もございしますが、十分検討してまいりたいと思います。

また、子ども・子育て支援施策につきましては、保健・福祉・教育、いろんな各分野にわたる裾野の広い行政課題でもございます。

本町においても、「子ども・子育て支援事業計画」を定め、次代を担う子供が、笑顔で健やかに成長できるよう、地域みんなで子供を育てるまちづくりを進めることとしております。

このような施策の基本理念を定める「子ども子育て基本条例」について、議会として調査・検討をされていることに対しまして、私も大変心強く思っております。

同時に、事業計画の策定や、こうした条例の制定については、田布施町の子供を取り巻く環境や、地域性、子育て支援体制を支える社会資源、子供や保護者の思いなど、田布施町の特性をしっかりと捉えた上で検討していく必要があると考えております。

今後とも、子供の笑顔と元気を地域みんなが支えるまちづくりを進めるため、町民の皆様、各方

面の声をしっかり聞いた上で、議会の皆様とも十分協議をさせていただきまして、必要な施策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 医療費の無償化については、小学校6年まで、4月から始めたいということで検討しているということですが、ひとつよろしく願いいたします。

後々は、まあ、中学校、高等学校まで対象とされるように、中学校、高等学校になったらさほど計算された医療費は余りかからんのじゃないかと、低学年は結構病院のほうへ行かれるから、その辺もよく検討されて、中学校、高校ぐらいまで一気に将来やられるようお願いしておきます。

そして、今、子ども子育て条例でございますが、役場のほうで、町のほうで、議会のほうでいろいろ今勉強しているわけで、議会のほうで勉強会をしているわけで、1回、職員の皆さんにも来てもらって検討会をしたわけで、まあまあ方向的には皆さん一つの大きな理想が条例でできれば、それに向かっていきやすいんじゃないかというような意見もいただいております。

そして、先般、山口にも行きましたが、やはり条例をつくってどうなるんかというのを職員の方が言っておられました。やはり議会から練られていくということになると、どうしてもしっかり取り組まんにゃいけないのじゃないかということも言っておられまして、これ職員の方が言っておられたわけでございます。

そういうことで、ぜひこの条例をつくり、今後、町長が先ほど言われましたように、職員、役場の執行部とも協力してつくりたいと思うんです。議会だけが余り前に進んでも、やはり一緒にやらなきゃいけないことで、そういうことでこれから勉強会、研究会等もできれば立ち上げていきたいというような意見も議員の中でもございますので、そのあたり、今後、執行部のほうから御協力がいただける、町長のほうから議会、職員に命令して、よく一緒に議員は行政のことは余りよう知らんのでと言いましたら、よう教えてやれとひとつそういう御指導をいただきたいと思うんですが、町長、御意見よろしく。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 最初の答弁でもさせていただきましたが、議会としてそういった問題に取り組んでいただけるというのは大変ありがたいことだと思いますし、町民の皆さんもそういうふうに使われていると思います。

私としましては、上からおろす条例というのは、なかなか難しいような気がします。ですから、現場の学校とか、公民館とか、また子供を支援しているような方、子供会とか、PTAとか、スポ少とか、そういったところの方の御意見を吸い上げられたようなものになっていかんと、山口は私もよく

知っておりますが、ちょっと田布施町と違う基本的な資質がございますので、合っているかどうかというのはちょっと私もよくわからないんですが、条例自体非常にすばらしい条例だと思います。

私が少し懸念するのは、議会から町が言われてそのままおろしていくとなると、やっぱり何のことかわからんようになってしまいますので、反対に下のほうから上がってきて、町としてやってくれと、議会もそれを応援してくれるという形が一番いいと思います。

なかなか難しいとは思いますが、まずその辺の話の出し方とか、勉強の仕方も十分気をつけて、町としたら支援はしていきたいと思いますが、一緒にやっていきたいという私も考え方でございます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今言われましたように、子供とかそういう子供会いろいろなPTAのそういう形の方なんかと、パブリックコメント等もこれからしていかなきゃならないと、このように思っているわけでございます。

それと、町の職員の方も一緒に話し合わんと、ただ議会がつくって条例、決裁だけちゅうんじややっぱり将来うまくいかないの、まあ今言われましたように、ひとつ研究会等立ち上げましたら、一緒になっていい条例にしたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それともう一つ、田布施子ども・子育て支援事業計画というんができていますね。これも5カ年計画で、もう27年から31年の5カ年計画で策定されているので、もう来年度で終わりということなんで、これを今後、またこういうのをつくっていかれるのか、それとも条例等にして一緒にやるか、そのあたりを町長、方向性がありましたらひとつよろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） こちらの子ども子育て事業計画につきましては、子ども子育ての関係の法律に基づいて作成しておるものでございます。条例をつくるつくらないかんにかかわらず、こちらのほうにつきましては、作成することとなっております。

9月補正でたしかアンケートですね、こちらの予算のほうお認めをいただきましたけども、現在準備をしておりますので、そちらのアンケートで町民の方、特に実際に子育てをなさっておられる方にアンケートをとって、事業量の把握、ニーズの把握をした上でまた、こういった事業計画に活かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） これで5カ年で来年で終わりですけど、また引き続いてということですかね。

○議長（清神 清議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） はい、わかりました。ほな、よろしく願いいたします。いいようにつくってもらうように。

それでは、2点目の質問を行います。質問事項は国民健康保険についてです。

質問要旨は、国民健康保険制度は、今年度から県と市町が共同で運営を担い、県が財政運営の責任主体となった。市町は、厳しい財政状況の中、収納対策や医療費の適正化などを行う必要がある。

本町の医療費は、ここ数年は低い数字で推移しており、平成29年度国保会計決算の繰越金が約1億1,900万円となっている。住民からも、「保険税は高くて払えない」との声が高まる中で、一般会計繰り入れによる対応も必要と思われる。そこで、新町長に次のことをお尋ねします。

- 1、県が示した標準保険料を参考に、町が決定する来年度の保険税額はどのようになるのか。
- 2、社会保障の観点から一般会計繰り入れ等により、保険税を引き下げてはどうか。
- 3、収納対策や医療費の適正化対策について、町として今後どのように取り組むのか。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

1点目は、県が示した標準保険料を参考に、町が決定する来年度の国民健康保険税額はどうか、お尋ねでございます。

まず、今年度についてですが、県が示しました本年度の標準保険料率は、均等割と平等割が若干高くなっておりましたが、全体的には影響を及ぼすものではないとの判断から、本町では、県の率は採用せずに、これまでどおりの保険税率を据え置きといたしました。

この関係もあり、平成30年度の国保会計は約2,300万円程度の収支不足が生じると見込んでおりますが、この不足分につきましては、さきの御質問にもございましたが、前年度の繰越金1億1,900万円で補う予定でございます。

それでは、質問の来年度はどうかということですが、現在、県で事業費納付金とこれに見合う田布施町の標準保険料率の仮算定を県が行っております。内容によりますと、今年度の標準保険料率に比べ、事業費納付金・標準保険料率ともに、かなり今度は増加するという情報でございます。

このため、現在の本町の保険税率のままでは、さらに収入不足が増加すると見込まれますが、なるべくこれまでも町長が答えてまいりましたように、なるべく保険税率の上昇は抑えたいというのが基本でございますので、基金を活用するということにより、当面、現行の保険税率で据え置きをさせて

いただきたい、据え置くことができるのかなというふうに、まだ詳しい資料は出ておりませんが、そういったことで予算のほうを編成したいと今考えております。

しかしながら、こうした基金等の財源にも限りがございます。いずれは県が示す標準保険料率への移行なり採用を考えざるを得ない時期も来るかと思いますが、そういった状況でございます。

2点目につきましては、今度は一般会計の繰り入れ等による保険税の引き下げをしてはどうかというところでございますが、税込補填を目的といたします繰り入れは赤字とみなされ、赤字となった場合、赤字解消のための計画を作成し、赤字の解消・削減に取り組むこととなるほか、県による指導・助言の対象となりますことから、繰り入れは今のところはできないというのが町の基本的な考え方でございます。

また、現在まだ年度途中でございまして、詳しい情報ではございませんが、県内でこれまで法定外繰り入れをされておりました市町等も、保険税率を引き上げる等により、繰り入れをせずに対応されるのではないかとということも現場では聞いているようでございます。

3点目は、収納対策や医療費の適正化対策等、今後の取り組みについてでございますが、収納に関しましては、関係部署で互いに協力し合うとともに、県等の関係機関と連携し、収納体制の強化を図っております。

今年度の新たな取り組みといたしまして、今月の広報紙やホームページに掲載いたしておりますが、来年の1月以降に発行いたします納付書からは、コンビニなどでも使える休日や夜間24時間いつでも対応できるようなコンビニ収納等も、経費はかかりますが、導入をさせていただきます。

また、それに伴いまして、特定の金融機関ではございますが、スマートフォンやタブレット等のアプリを使い、いつでも納付ができるようなことも可能となってまいります。

このほか、従来からの収納対策としましては、平日に納付等が困難な方などに対する休日や夜間の納税相談窓口を毎月、月末に開設し、納税に関する相談や納付が行える体制を確保しております。

また、新たな加入者に対しましては、加入時に口座振替による納付をお願いするよう取り組んでおります。

次に、医療費の適正化に関する取り組みといたしましては、まず、多くの人に医療費に関心を持っていただくとともに、請求の誤り等を見つけるために医療費の情報を2カ月に1度、通知をいたしております。

また、ジェネリック医薬品の使用について、現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額について、年に2回通知し、ジェネリック医薬品への切りかえを推進しているほか、ジェネリック医薬品を使用される方の意向が伝わりますようシールを作成し、被保険者証の

発行時に同封いたしております。

このシールを被保険者証等に張ることで、医療機関等の窓口で希望が伝わるようにいたしております。

その他医療費の抑制に協力していただけるよう、広報紙に関連する記事も掲載いたしております。

今後も、これまでの取り組みを継続して実施するとともに、全国の先進事例などを参考にし、効果的な取り組み等がございましたら積極的に取り入れ、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今医療費、本年度の予算で2,300万円ぐらい不足するであろうということございまして、毎年不足不足と言われて、28年度は1億1,200万円繰り越しがあって、29年度は先ほど言いましたように1億1,900万円、そういうことになっており、相当余裕があると思うんです。

基金も8,000万円からありまして、保険税というのは算出のどのようになさなきゃいけないかといえば、医療費が高くなれば税を引き上げる、低くなれば引き下げるというのが、これが原則でございます。みんなからの預かったお金で医療費に払うんだから、幾ら将来不安だから金をためときゃあいというような制度じゃないわけで、目的税でございます。

そして、最近の国保の決算書を見ると、先ほど言いましたように、1億円以上の繰越金が出ているわけで、医療費が余りかかっていないんじゃないかと、このように思われるわけでございます。

そして、昨年12月の答弁で、長信町長のときでございましたが、平成31年度以降は課税方式を2方式から3方式に変えると答弁されており、この機会に相当税率が変わってくると思うんです。

今度は所得割なんかは下がってくると思うんです、この3方式にすれば。そういうことで、そのあたりの見込みと、そういうとき一から税の関係を見直さなきゃいけないんで、この際、思い切って初心に戻って、医療費が上がれば高くする、下がれば下げるというように、この時々に応じて課税をしていただきたい。

なぜそういうことを言うかという、ずっと入っておるわけじゃなかろう、国保ちゅうのは資格の取得、喪失があるわけですね。そしたらその入っているとき高く取られて、それ貯金を残したまま今度は社会保険に行かれるとか、まあ、亡くなるとか、悪く言やあ亡くなる。それで後期高齢者に移っていくと、そうなるそこは常に税率を変えていかんやいけんとは私は思うわけなんです。

これは毎年毎年といたらどうかもわからんですけど、もうこれ私が議員になって7、8年もう税金上げていないんじゃないですか。これはもう相当取り過ぎということなんですよ、結局。

今度2方式から3方式になるということで、ここで大いに見直しをしていただきたいと、このように思いますので、ひとつよろしく、答弁をお願いします。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） まず、2方式から3方式につきましては、介護分のみが今県内でも田布施町だけ2方式を採用しておりますので、介護保険分につきましては、今後、県の標準保険税率を参考に設定するときに3方式に切りかえたいと考えております。

そして、今年度から都道府県化されたわけでありましたが、これまで前期高齢者交付金等、これが3年かけて精算等を繰り返しておりますので、急に多かったり、少なかったりという年度がこれまでも多くありました。

そして、今度31年度につきましても、この影響で大きく標準保険料率が上がる場所等が発生すると聞いております。

このため、これらが3年間、都道府県化して3年間はちょっと税率がすごく大幅に動くことが県のほうからちょっと通知があつて、各市町はちょっと税率を動かすのにちょっと困難な感じで悩んでいるところでもあります。そして、町としては基金がありますので、今度示される税額は県のほうからちょっと大分上がるのではないかとということで話を聞いておりますが、基金がありますので、上げずに対応できたらと今考えております。

しかし、30、31、32の間はちょっと保険料率がどのように動くか、まだ安定しておりませんので、安定した段階で保険税率の変更とかを考えていきたいと考えております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 県のほうの指導でも大体全て3方式に今度を変えると、そういう文書を読んだことがあるんですけど、そういう2方式から3方式にはいつ変えられるんですか、田布施の場合。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） この31年度は税率を上げずに据え置こうと思いますので、このまま介護保険分のみは2方式を採用していきたいと思います。

そして、32年度か33年度にはちょっと税率を動かさなければならないと考えておりますので、そのときに3方式に変更したいと考えております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今言われたように、もう税率は上げんという見込みだから、3方式は動かさずにやいけんとき3方式に切りかえるということですね。そして、それはそれでいいんです

けど、将来幾らかかるかわからんと、32、33になったら平均がまた医療費が上がって、税金を上げなきゃいけないというようなことを言うとしたんじゃね、ちょっと町民のほうはほんと負担が多いと思うんですいね。そういうとき、一般会計から繰り入れをされて、そこで私はそこを調整されたらいいと思うんですよ。

それで、これは国保新聞からですけど、新制度になっても、国保会計への公費投入は自治体で御判断いただくというのが厚労省の答弁で、昨年行われた保険料の試算の段階で、昨年県になったときね、その引き上げの段階で上がると。保険料を引き上げんやいけんということが明らかになり、厚労省は当初削減を強調していた法定外繰り入れ、一般会計からの繰り入れについては、2018年度は容認に転じたと、これ見るとですいね、これはもう御存じと思う。

それで、2018年度は容認に転じたと。払える保険料にするためには、市町村の一般会計からの繰り入れの継続とともに、都道府県の独自支援を求められる。さらに問題の根本的な解決には、減らされてきた国庫負担の増額が不可欠だと。

国保は、低所得者の加入者が多いと同時に医療の必要性が高いという構造的問題を抱えている。保険料は所得の2割を超える自治体もあり、加入者の負担能力を超える場合も少なくないと問題視されてきた。

市町村は、6月ごろまでに実際の保険料額を決定する。地域から払える保険料を求める声を上げていくことが必要だと掲載されているわけで、最近、田布施でやっぱ国が言う、県が言うじゃなしに、地域からも払える保険料をもうちょっと声を上げなさいと、皆さん。これはもう難しいと、そういうことで田布施町で私は町民に寄り添うた考えができんかといえ、上げんやいけん、いつか足らなくなる、再来年にはもう税率を上げんや足らなくなるというときは、その前に現実的な税率をはじいて、いよいよ足らなくなったらそのときは一般会計から繰り入れたって、国と県も文句は言わんわけですよ、どこもやっちょるんじゃから、その辺をちょっとお考えをお聞きいたしたいと。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 現在、30年度の保険料率につきましては、県内でも所得等、要件によっては順番が異なりますが、2、3番目に県内でも安いほうになっています。

県の運営方針というのが各市町にちょっと届いておりまして、この中で県内の市町は赤字の補填のための繰り入れを行わないようにという話をお聞きしておりまして、町として率先してそれを守らない方向にということにはちょっとおおやけには言うことができませんので、赤字にならないようには取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 正式な場じゃなかなか繰り入れをして保険料を下げるということは言いにくいということでございますが、国も厚労省も国保会計への法定外繰り入れは自治体の御判断に係るというようにもう言っているわけで、事実上、払える保険料にするためには一般会計からの繰り入れも仕方ないというような思いでございます。

いつかも言いましたように、10万ぐらいの町民の市で、埼玉の坂戸市ですか、10億円ですからね、繰り入れをしよる。そりゃあもう、これはちょっと私もびっくりして、それは一般会計からのこれをフェイスブックに出したら、坂戸市の市議員の方、いやそこが悩ましいところですよ、一般会計から入れるというのは、一応そういうふうなことから、どのぐらい入れておられるんですかってそしたら、10億円です、こりゃまあ、そりゃそうでしょうちゅうあれだった。

そのようにみんな入れているんで、そしてもう一つ、水道のほうにも軽減対策として6,000万円ぐらい入れているわけですよ。そうすると、工事費について3,800万円ぐらいか、1億円近い金を入れておるんで、それと全くこれは同じことなんですよ、考えといたら。

そういうことで、まずは上げる前に今、来年の税率を見るとき、将来足らなくなる足らなくなるとか、足らなくなったときはもう一般会計で私はもう町でやるというような考えを持っておかなきゃ、それは住民はたまったものじゃないですよ。

新町長の言われる、町民一人一人の生活を守ると言われているんですから、まあひとつその辺でよろしく願いいたします。何か答弁がありましたら。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 毎回瀬石議員さんからは、一般会計からというお話がございますが。

県内の状況を見ますと、2つぐらいあるように聞いておりますが、それもやめられるという話、赤字が出ると次の保険料で標準保険料率上がるということで、理屈上やっぱり合わしとかなないと、一般会計から繰り入れてやってちゃらになるというシステムに、課長が言いましたが現状なっておりませんので、言われることも十分わかりますが、一旦繰り入れますと、それをやめるというわけにいかないんじゃない、やめられない自治体になっているんじゃないかなというような気がいたします。

それがいいのか悪いかというのは、また違う話でございますが、この健康保険料につきましては、県の都道府県化で一本化されておりますので、そのルールの中で考えさせていただきたいと、非常に今の時点では思っている。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 先ほど言いましたように、とにかく払えるような保険料をということで、とにかく先に医療費がどんどん上がったら、先を見越して上げるとか、そういうんじゃないしに、

そのあたりはきっちりよくどのくらい医療費が将来見込めるかを見たとき、よいよのときは一般会計で入れるというのが、そういう考えでやってほしいと思います。

岩国市とか柳井市——柳井市上げたときは、今度は入れなくなったけど、あれも入れておる、周防大島も入れておる、ほとんどのところが、ずっと継続的じゃないですけど、税金が上がる時は入れとるところは多いですよ。そういうことでやっていただきたい。

そして、先ほど言いましたように、水道との違いはどういうことでしょうか、そこをちょっとお聞きしたい。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 水道企業団につきましては、国保と同じようにルール分がございます。そのほかに田布施・平生で一部事務組合をつくっておりますので、ルール外ということで覚書を計上をしています。その範囲内での繰り入れということをやっております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 私はここで水道を今、水道料金軽減対策というので6,000万円ぐらい入れちよるわけですね。工事費で負担を入れるというのは、企画課長はよう知ってってと思う、水道おられたから、それで入れとるんで、これは軽減対策ちゅうのは、不足のところを軽減するのと同じ意味合いになるんじゃないんですか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 水道料金を少しでも抑制するというのも踏まえて、以前、田布施、平生、それから水道企業団の3者で覚書を締結して、軽減対策ということでやっております。

ちょっとうる覚えで申しわけないんですけど、その6,000万円の中に入っているかもしれないですけど、3,000万円以内での……（「別々」と呼ぶ者あり）はい、別でやっていると思いますので、軽減対策のほうは、国が示しているルール分がございますので、それに基づいてやっているというふうには思っております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 水道も田布施町全世帯が水道をとっているわけじゃないわけで、それは水道をとっていない人もこれを負担しているということなので、ぜひそのあたりも考えていただいて、町民が本当に払える保険料にしていきたいということで、質問を終わります。

そして次に、3点目の質問を行います。質問事項は、「ふるさと詩情公園」隣接の河川敷道路の舗装についてです。

質問要旨は、役場西側の「ふるさと詩情公園」隣接の田布施川の定井手橋から田布施・平生水道企

業団までの河川敷道路は、地域の通勤や買い物としての生活道路として、また、町民の散歩道として利用されているが、長年未舗装である。徒歩や自動車での通行において、雨天時には水たまりができ泥沼化し、晴天時にはほこりが舞い利用者は困っている。

また、「ふるさと詩情公園」の有効利用については、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域資源を活用したまちづくりの中に位置づけられており、テーマに沿った多種多様なイベントの開催を企画するとある。

平成28年度からは「たぶせ桜まつり」がこの場所で開催され、広島都市圏での連携イベントとして「見ぬ友と心結ぶのろしりレー」も毎年開催されている。

こうしたことで、この河川敷道路の舗装整備を行い、「ふるさと詩情公園」と一体的な環境整備をされ、町民の利便性の向上を図られてはどうか、お尋ねします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

「ふるさと詩情公園」に隣接します河川敷道路を舗装してほしいとのことのお尋ねですが、この要望は、私も以前から聞いております。

御指摘の河川敷道路につきましては、柳井土木建築事務所では、田布施川右岸の管理道となっており、県道ではないことから、県において舗装することはない見解でございます。

また、現在、施工中の河川護岸工事は、平成30年度に田布施町役場の対岸側、31年度に役場側、32年度以降に水道企業団横の井堰より上流の護岸工事を行うと聞いております。

したがって、町が舗装工事を行うといたしましても、護岸工事の終了後になると思われませんが、かなりの事業費も必要と聞いております。

このため、可能な限り、町で道路補修を行ってまいります。県の護岸工事がおおむね終わる時点等で、再度、県にお願いするなどして、状況を見てまた検討してまいりたいと思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 32年度までここにかかるということですね、それで将来的には今県とその辺あたりを検討すると、それから、しかし中央橋から今の詩情公園までの間ですね、あそこに今度は、今こちら交流館のほうから遊歩道ができて、ハミングロードというんですかね、あれができておって、そこにまた役場の横に歌碑が4つぐらいできてということになると、当然もうそれができたときは、ここも舗装せんにゃ、やっぱりいびつなんじゃないですか。

こっちはもうきれいだ、あそこへ行って、私もこの間から3回見に行ったんですが、雨が降りよるとき、上がったとき、ほこりが舞うときといろいろ行って見たんですが、これは、そのときはもう遅

くともやらなきゃいけないんじゃないかと思うのと、また、定井手橋からちょっと来たら、ちょうど遊歩道が公園の中へあるんですいね。

そこまではまずは舗装しとかんと、ちょっとの間ですけどね、それなら今度はひととおり、今の公園の中を歩いていけるわけなんです。この間雨降りに行ったら、もう水はたまっちゃるし、歩くこともできんぐらいなわけで、そのあたりをちょっとそこの一部分は早目にやる。32年になったら、これはもうどうしてもほっておくわけには私はいかないと、このように思っております。

○議長（清神 清議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今御指摘の役場付近、水道企業団のあたりから公園の遊歩道のほうへつながる道を舗装したらという件でございますが、今の状況としましては、非常にぬかるんだ、かなりぬかるんだ状況となっております。

そこで、あの辺の周辺につきましては、先ほど町長が答弁しましたように、32年度以降、井堰より上流の工事があると聞いておりますので、それ以降に仮に舗装するにしてもなろうかと思うんですが、いずれにしても、あの辺あたりは偏るといいほど井堰の護岸工事に使いますので、それ以降に例えばどうするかというのを検討させていただければと思っております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 地元の方はあそこを、長田の北側の人は、それにどうしてか道がちょっと狭小なんです、こっちをかって買い物とか通勤に出られるんですけど、非常に建設から50年、もう見られておるかとも思いますが、歩けるような状態じゃない、車じゃったら、大変これでこぼこで大変なわけです。くだんの整備をしていただけるということじゃ先ほどありましたが、なるべく32年度に工事が終わったらすぐ取りかかるというようにやっていただきたいと思えます。

そして、先ほど申しました定井手橋からほんのちょっとまでを舗装すると、すぐこっちの詩情公園の中の遊歩道が歩けるようになるんで、その辺は早急に検討していただきたいと、このように思うわけですが、町長、ちょっとどうでしょうかね、町長、見ておられるのかどうかようわからんが。

○議長（清神 清議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今御指摘の定井手橋下流のほうの右岸の道路でございますけど、現在、井堰より上流側の護岸工事につきましては、水道企業団のこの右岸側、あわせて左岸、いわゆる駅側の護岸のところ、龍巖寺さんの入り口と県道と今の名前を出していいかわからないですけど竹内さんのところがポイントでございます。その間にまだ左岸、護岸工事が済んでいないところがございませう。あの間少し50メートル程度でしょうかね、そのあたりの工事もあるんで、そのあたりが県のほうに聞いても、ただ、具体的なやり方、工法についてもまだ承知しておりませんので、その辺の関係

もございまして、ちょっと舗装のほうはいましばらく待っていただければと思っております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今ほんのわずかですが、その辺は今言われたように工事の計画がありましようから、その工事にもしか差し支えんにゃ、この歩道まで、詩情公園の中の遊歩道、御存じいね、わかるいね、そこまでをとにかく早目にやるようにひとつよろしく願ひいたします。

それともう、これからこの公園の整備及びこの公園の有効利用については、竹谷議員さんも申されておりますので、そういうこともございまして、あのあたり一帯を早目に整備をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願ひいたします。

どうぞ、はい、以上でございます。

○議長（清神 清議員） 以上で、瀬石議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） ここで、11時5分まで12分間、トイレ休憩をしたいというふうに思いますので、休憩いたします。11時5分再開いたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（清神 清議員） 一般質問を再開いたします。

河内賀寿議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。質問は一問一答で、質問の相手は東町長でお願いします。

質問事項1は、長信前町長からの引き継ぎで、「これはぜひ」と頼まれたことなどないかということでお願ひします。

11月14日長信町長が退任され、翌日から東新町長の町政がスタートしました。副町長時代から前町長とは二人三脚で頑張ってきたので、お互いの気持ちは通じ合っておられるかと思ひます。

そこで、新しく何か取り組んでほしいことや、これはぜひと、引き継ぎで頼まれたことなどあればお聞かせください。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、長信前町長との引き継ぎについてお尋ねでございますので、お答えいたします。

事務引き継ぎにつきましては、9月議会で前町長が答弁されておりましたように、地方自治法で「前

任者は、書類、帳簿及び財産目録を調整し、処分未了もしくは未着手の事項または将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。」と規定されておりますので、これに準じた形で引き継ぎ書をいただいて引き継ぎをさせていただきました。

これは全部の仕事に関するものですから、逐一ということではございません。特に、私も長信町長時代、副町長として全般的な事務に携わってまいりましたので、ほとんどの流れや懸案事項等は理解しておりますが、長信町長のみが参加・出席されておりました会議とか事業につきましては、今回の引き継ぎの際に、特に確認はさせていただきました。

また、3期12年という長きに町政を担っておられましたので、事案によっては、それまでの経緯やお考えをお聞きすることもあるということで、お話しはいたしたところでございます。

引き継ぎ書以外で、申されたように、「新たにこうしたことに取り組んでほしい」とか、「これはぜひ」というのは引き継ぎ書の中に書かんといけんと方針で書いちゃうものですから、特にございましたが、いろんな話をさせていただく中で、特に、圃場整備後の営農とか、従来から懸念されてことについて、最後ということもございましたので、いろいろ何点か話はさせていただきました。

それはもうぜひやってほしいということではなくて、長信さんの気持ちと申しましょうか、それをお話をされたということで、区切りをしたという程度となっております。その他、いろんなこともございますが、具体的な話については申しわけございませんが、この場では省略させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 前回、長信町長に質問をしたときに、まだ引き継ぎ者の準備がありますので、そういうふうなお答えになったという、今回は新町長になられたので、ぜひ、あればいうふうに思ったので聞いたんですけど、大体さっきも言うたようにずっと副町長室と町長室と隣同士で、いろいろツーカーでいつも煮詰めたお話をしよってやから、大体、引き継ぎのことはそんなにないかなと思いましたが、いろいろ今言われたとおりにかなとは。この前も引き継ぎのニュースの撮影でも和やかな感じで写られていましたけど、まあ、ああいう感じだったんじゃないかなと思います。新町長として、これからいろいろ頑張ってくださいと思います。

2問目に行きます。質問事項の2は、小学校のエアコン設置は夏までに間に合うかということです。引き続き町長にお聞きします。

この夏の異常な猛暑により、学校のエアコン設置に関して、国の補助案が決定しました。本町もリース案で小学校に設置の予定との先日、説明を受けました。さて、日本全国一斉整備が始まれば、資材不足などが起きると思います。本格的な夏の暑さが来るまでに、4校全てに設置完了することはで

きそうでしょうか。どうしても数校は夏休み明けになるかもしれない、いや、全てできるなど、現在、業者と話し合われていると思いますが、具体的な見通しの話になっていけば、お聞かせ願います。最新情報でよろしく願います。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

9月以降、私がおりませんときに全協のほうで説明はいろいろしたようでございますが、基本的に国のほうがエアコンを補助する1年限りの対応でありましたので、田布施町のような小さな町にとっては、大変大きな負担を伴う大変な問題でございますので、議会とも御相談しておりますが、それらの経緯について御答弁させていただきます。

本町におきましては、交付金事業による設置とリースによる設置を比較検討してまいりました結果、次の3つの理由により、リースによる設置のほうが有利であると判断して事務手続きを進めております。

1つ目のメリットとしては、リース活用の場合、初期費用で必用となる大きな支出が抑えられ、支払の平準化が図られること。

2つ目のメリットとして、メンテナンス付きのリースとすることで、定期的な整備点検等を確実にを行い、機器の適正な維持管理が可能になり、期間中に万が一不具合が発生した際には、速やかな対応ができ、急な支出が抑えられることから、安定的な使用が可能となります。

3つ目といたしまして、設計事業者の選定、設計等にかかる期間を大幅に短縮することができ、着工までの期間を短縮できることがございます。

このことは、御質問にもありますが、事業が一時期に集中することによる資材不足や業者への発注の集中による人材不足等の懸念に対して、他の市町と時期をずらすことができ、懸念されている事態を避けることができると考えられます。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、町としたら現在、急いでおりますけども、1月中にリース業者が決定でき、2月から工事に着工していただき6月末には完成させていただきたいということで、そうなれば7月からは使用が可能となりますが、なかなか御承知のように、全国的にせいので始まったもので、なかなかやっかいなものもあります。十分、町としても早い設置を可能になるように全力で対応してまいりたいと思います。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 今の最新情報で何とか7月から全校大丈夫そうみたいですが、本当にこれで大丈夫ですか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 実際の事務手続きの関係につきまして、今、学校教育課のほうでやっておりますけど、もう既にリース会社のほうから5社ほど来ておりまして、集中するということもございまして、それについては設計をすれば、やっぱりその期間が必要ですけど、ある程度もうそういったところも早急にできるということで、1月中に業者を決定すれば、そういった7月からの使用というのが可能でないかなというふうに、学校教育課とも協議しながらやっているというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 全校、頼もしいお答えで、もう9月の末ぐらいになるというような答えでなくて、本当に安心になりました。

去年の夏ですか、今年の猛暑のときは、全国で見たら、なんか不幸なお亡くなりになるような小さい子供がエアコンがあったら助かったのではないかなと思うような案件もありましたから、田布施町もそういうことも、今のお話だと子供が亡くなるというようなことがないような感じでございますので、その辺で頑張っていただければ、子供たちもこれで7月は大丈夫そうな、本当に安心いたしました。それでは引き続き、関係の方いろいろと大変ですけど頑張っていただければと思います。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（清神 清議員） 以上で、河内議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） それでは、環境対策は万全かと、ICTを利用した英語教育について、2問を一問一答でお願いいたします。

それでは、環境対策は万全かということで、9月に柳井保健所管内、快適環境づくり連絡協議会総会が行われました。講演「ミツバチと環境保全」あり、農薬「ネオニコチノイド系」の被害状況が報告されました。ネオニコチノイドはニコチンを改良した農薬で、昆虫の神経を狂わせて殺す作用があります。

農地だけでなく園芸、シロアリ駆除、ペットのノミ取りなどにも使用されています。水に溶け、作物に吸収されて殺虫効果が長期間残るため、益虫や人体への悪影響を指摘されています。現に農薬の使用量に比例して子供の自閉症、発達障害の増加を、環境脳神経科学情報センターが指摘しています。

また、岐阜県の河川、地下水の品質調査によりますと、6月、9月に高濃度で検出されています。これはこの6月、まず多い理由としまして、稲作で箱苗に殺虫剤、これをまきますので、薬が入って

流れて河川に出るんであろうと。また9月は、カメムシ防除とか航空機散布しますので、そのあたり河川に流れたんであろうと言われております。同じように茨城県でもやっぱり9月ごろ報道に出ております。

町内において稲作防除後にミツバチが大量死したところがあると聞いております。場所は、大波野地区、今、ミニヘリコプターとかドローンでやっておりますけども、風向きが悪かったか、それを吸ったハチが巣に戻って大量死したとか、そういうことで、お聞きした範囲ではバーッと巣のところで大量に死んでおったという話も聞いております。近所の人ですから間違いございません。

町も農薬の危険性の啓発、広報紙とかチラシとかパンフレットとかポスターとかこれに啓発、あと河川の地下水の水質調査、特に、大波野地区育苗センターの屋内の消毒とか床は、特に、かなり今の農薬、殺虫剤使っておるそうです。浄化施設合併処理があれば違うんですけど、多分垂れ流し状態、これが河川灸川、灸川の水は全部農地の用水を使っております。

そういったこともありますので、河川の調査、あと農家の方、家庭の方そうしたネオニコチノイド系の農薬というのはほとんど知らないと思うんです。私も環境づくりで初めて聞いて、こんなの全然知らなかったんですけども、聞いてびっくり。そして、いろいろ調べましたら、とんでもない、悪魔の農薬と言われていたそうです。これが普通に使われておったということで、先ほど言いましたように学校におきましても、最近、発達障害、今、NHKで特集しております、発達障害関係ですね。

文科省のデータベースを見ましても、右肩上がりであるように毎年のように自閉症、発達障害が増えております。それに並行して、今のネオニコチノイド系の農薬出荷量、これが同じく右肩上がりに上がっております。そういうことで、一つの原因として、ネオニコチノイド系の農薬があるのではないかと指摘されておりますので、町の対応はいかが御質問いたします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、農薬に関する環境対策についてお答えをいたします。

まず、町内においては稲作防除後にミツバチが大量死したという事案について担当課も県に確認いたしましたけど、確認はできませんでした。今、いろいろおっしゃいましたが県のほうでも把握していないようでした。

柳井農林水産事務所畜産部によりますと、養蜂農家、水稻農家が薬剤散布時に情報公開して、両方で被害が発生しないよう対策してもらうように、チラシ等で指導しているとのことでした。

農薬の危険性についての啓発ですが、柳井地域農産物安全・安心対策協議会において、農薬の適正使用講習の開催やパンフレット等を配布して、生産者に農薬を使用する際の注意喚起を行っております。

農薬の安全かつ適正な使用、保管管理及び使用現場における周辺への配慮の徹底は、農産物の安全性の確保及び農作業の安全はもとより、地域住民の健康保護及び生活環境保全の観点からも重要であると認識いたしております。

農薬の使用に当たりましては農薬取締法により、農薬それぞれに使用基準が定められており、誤った使用や飛散等によって人畜に被害が及ぼすことのないよう、使用者は法令を遵守し、適正な使用を求められます。

一方、流通においても「食品衛生法」において、全ての農薬には残留基準値が設定されており、法で定める基準値を超過した生産物は食品衛生法違反となり、出荷停止・回収など流通が禁止されます。

近年、安心・安全な農作物の生産や化学物質による健康被害などに関する関心が高まっており、農薬の適正使用及び飛散防止対策の徹底が一層強く求められていることから、農薬の適正使用の指導・啓発に努めてきたところでございます。

また、河川・地下水の水質検査につきましては、県や町において毎年実施いたしておりますが、議員お尋ねの農薬の濃度については、国が定める河川の環境基準にはなく、検査項目にも含まれておりません。水質調査や使用の規制につきましては、国の環境基準等を踏まえ、検討すべきものと考えます。

今後、町及びその他関係機関と密接な連携のもと、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、保管管理及び使用現場における周辺への配慮等を徹底し、農薬による事故等の発生防止に努めてまいりたいと思います。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ありがとうございます。まず、県のほうでも把握してないということで、大量死して、まいた農家の方は知っておられますので、県には直接行ったらしんですよ。そしたらお詫びの品を持っていかれたらしいですけども、被害者が今、県にはまだ出していないということです。

あと残留農薬なんですけども、この基準値自体はヨーロッパに比べて、日本は3倍くらい100ぐらい甘いということで、かなり使用の基準が甘いんですね。それが原因だろうということになっております。

また、河川においてもネオニコチノイド系の農薬というのは、測る検査機がかなり高価で、普通の検査項目というより検査機ではちょっと測れないらしいんですよ。それもありますし、ちょっと特定のところに検査依頼しないとちょっとわからない状況であるそうです。今、そちらのほうにちょっと再度検討してもらったらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 随分いろいろと再度と言われますと、ミツバチについては、議員も言われましたように、カメムシの散布の薬剤がかかった場合は死ぬことがあると聞いております。

農事事務所のほうはミツバチを飼っている飼育農家、本町には5軒ほどあります。56群のミツバチの箱があります。それをどこに置いておられるか、置く場所等を県に届け出るようになっております。また、農家の方にも最近は何り等で散布いたしますので、いつ散布するよというのが情報が伝わるようにしておられるそうです。

そこに農薬等を散布される場合は、ミツバチの箱の移動をお願いする、置くのも許可ですから転飼許可というのが必要であって、私はミツバチを飼っておりますがどこで飼っておりますというのは、県に届け出がされております。だから県のほうに飼育届けが出てないミツバチのほうは把握できませんが、そのようなのがきちんとできているほうは、そういうふうな情報の交換は十分行っておられます。

また、農薬の何か日本は農薬が随分強いんじゃないかというような御指摘でしたが、これはもう日本の農薬取締法できちんと取り締まってできております。だから、もう専門の方が買われるような農協さんとかじゃなくして、ホームセンターに行っても皆さん買われます。それにはきちっと散布方法とか希釈とか書いてあります。それを十分注意して散布していただければと思います。

また、販売方法におきましては、もう農薬ごよみがあって、いつどこの土壤に、なんの作物に何をどれだけ散布した。いつやるとか全て書かないと流通に載れないようになっております。抜き打ち検査等も、交流館に出ているのも独立検査等もしております。もし残留農薬等が出た場合は、即時、販売どころか、もう皆さんが全部影響します。田布施何とか、イチジクとか何とか市場に出ていますね、だから、それは十分販売の方は気を使って作物等を育てられております。

ですから、あとペットとかいろいろ言われましたが、そういうのに使うのはどうなっているか、私のほうはわかりませんが、農作物についてはきちんと守られて行われると思いますし、十分、チラシ等をつくられて、もう作物をつくることから、どういう農薬はいつやりましょうというのを決めてやっておられますので、それは日本の基準内にはおさまっていると思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 基準内に入っておるのはわかっておるんですけども、こういったものは危ないよということで、いろいろ啓発をしてもらいたいと思います。

続きまして、第2問のICTを利用した英語教育についてをお願いいたします。

先日、総務文教委員会で九州上峰町のICTを活用した英語教育を視察してまいりました。上峰町は平成27年から5、6年生を対象に行っております。ALT（外国語指導助手）との授業の会話は1人1分程度でございますが、ICTはマンツーマンの会話で1人15分の発話量が確保できたそうです。

授業は45分で担任講師の説明の後、フィリピンとのオンライン英会話を15分行います。今年度よりALTを廃止しまして今のICTだけ、これをちょっと行ったそうです。児童はすぐ慣れて、親しんで外国人との英会話を楽しんだそうです。最初は大変だったというんですね、しゃべれんし、相手もこっちも、とまどうんじゃないかと、ハラハラして始めたそうですけども、その心配なくて、すぐ子供たちは溶け込んだそうです。

また、学習に意欲も出て、ほかの科目の成績も県の平均以上となったそうです。初期費用、委託料もかかりますけれども、各小学校のパソコンやシステムもございますので、これを利用すればかなり安くできるのではないかと考えております。

最初のときは、タブレットこれを使って始めたそうなんですけども、途中でバッテリーが上がったり、故障したりというそういったことが多くて、通信も安定しないということで、コンピューター室に行って行うというふうにしたそうです。

費用も、今の上峰町は概算を出しておるんですけども、平成30年度予算としてオンライン英会話委託料が560万円、委託業者、東京都にございますけども、そっちに今お伺いしておる。小学校5年生、30名、小学校6年生、30名、3クラスの20コマですね。費用内訳としてはレッスン費用、教材開発費、支援員派遣費、一般管理費ということで、ALT委託料、これは今、廃止されたそうですけども、これ委託料が大体420万円、小学校は週2日で中学校週に3日、ALTをお願いしておったんです。

ICTにしまして、支援員1人に200万円かかるそうです。ICT推進委員のIT事業委託料として390万円、ちょっとびっくりするような値段なんですけども、御存じのように上峰町はふるさと納税、去年ですか66億円収入ということで、かなり余裕がありますということで、こういったことができると思うんですけども、田布施町は工夫すればいろんな面でそういったICT授業がひよっとしたらできるんじゃないかと思いますが、そういった御質問をいたします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。御質問にお答えいたします。

本町では、次期32年度から始まります新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校の外国語活動及び外国語科、小学3、4年生につきましては外国語活動、小学校5、6年から中学校1・2・3年

については外国語科につきまして、ICT機器を活用した授業のあり方につきまして、現在、小・中学校の情報教育担当の意見等を聴取しながら、整備のあり方について検証しております。

今後の英語教育のあり方につきましては、小学校中学年では、3、4年生年では聞くこと、話すことを中心とした外国語活動を通して外国語に慣れ親しみ、外国語への関心が高まったところで、小学校高学年からは、読むこと、書くことが加わりましてアルファベットの文字や単語の確認、国語と英語の音声の違い、語順の違いなど言葉の仕組みの理解を促す指導を教科として、系統的に学習していくこととなります。

さらに、中学校では高等学校の接続との観点から、外国語で授業を行うというそういった基本とする指導の改善を図っていく必要があると考えております。特に、小学校中学年の外国語活動で期待している、外国語を用いながら体験的な活動を通して言語や文化について理解を深め、日本語と外国語の音声や語順等の違いに気づいた上で、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむといった点につきましては、外国人と積極的にかかわっていくことで力もつきやすいように感じております。

こうしたことから、御提案いただきました外国語授業へのオンライン英会話への導入につきまして、小学校中学年の外国語活動の授業等においては、効果が大いに期待されると思っておりますが、現在進めております、先ほど申されました外国語指導助手（ALT）を活用した授業とは異なる手法でありまして、現在、田布施町はそれを行っておりますので、それぞれの手法に優れた点があることから、費用等を含めて検討の余地があるというふうに考えております。

加えまして、小・中学校の英語教育では、聞くこと、話すこと、話すことには話のやり取りをすることと、いわゆる会話と発表すること、これは2種類ありまして、加えて読む、書くという5領域おける英語活動を身につけさせる必要があります。これら5領域の学習について総合的な観点に立って、ICT活用や教育ネットワークの環境等の充実を図っていく必要があると考えております。

議員の御提案につきましては、大いに参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。

大変費用がかかりますので、効果は抜群に目に見えておるんですけども、やっぱり今のALTをやっておられます。しかし、今、ネットでいろんな方法でやっぱり外国人と話すとか、そういうアプリとか何かあると思うんです。毎週やるのではなしに、年何回かそういったのを利用して、外国人と直接話してみるとか、そういう方法も取り入れてもらったらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 一応、いろんな形で直接英語が外国人と話せるということの想定を今考えております。ALTにつきましては、御存じのように現在かなり時間数も増やして、外国語の方と直接話ができるようにします。

御存じのように、ALTというのは教員の免許を持っておりませんので、教員が授業を進めていく中で、特に発音とか、それからいろんな文章の話とか、そういったものを外国人の方に直接会話を聞いて、それを子供たちが耳に入れていくとか、直接、外国の方と話すという形で、今、議員がおっしゃられる形はとれておりますけど、個人で直接15分程度の話ができるかというのと、なかなかそれは難しいと思いますね。

一つの例で言うと、月1回の授業で15分ぐらいで、月に8回ぐらい例えばやったとする。特に今、フィリピンとの直接1対1の回線を通してやるというのが流行っております、これを見ると大体1人月4,000円ぐらいになりますので、100人は例えば小学校3年生が田布施町にいと仮定しますと、やっぱり400万円ぐらい3年生だけでかかる状況になっております。

ALTの場合も実際JETと言いまして、県教委が派遣してくるものについては7、8百万円かかっておりましたが、御存じのように10年ぐらい前に努力いたして今、直接交渉しております、4、5百万円で済んでいるという状況がありますので、3年生だけで言うと、うちのいろんな中でやっとかなり今、ALTは安易な形でお安くできておるとい状況があらうかと思ます。

それに加えまして、一番オンラインの中で難しいのはWi-Fiは割と今、家庭でも使いますけど、一番はセキュリティーの解除ということがあって、これは町の2回線とっております、インターネット回線が学校の全部それが適用していけるかというのと、今、町のほうの専門にもいろいろ情報はお願いしておりますけど、そういったオンライン化でセキュリティーを解除していくという問題が一つはあらうかと思ます。

それに加えて、必要機器というのが加わってきますので、御指摘のように、その辺をまだ十分詰めておりませんし、少しずつは安くなってきましたが、いわゆる外国との1対1、マンツーマンの会話というのが盛んに私立の中・高等学校等では進められておりますが、ほとんど保護者のお金でやっている状況がありますので、この辺はもうちょっとALTのよさを引き出すという、これも担任の教員によってかなり扱い方が違いますので、この辺を進めながら、子供たちに、当然、これからは高校・大学入試も話すことと、聞くことが入ってまいります。4技能がいわゆる技能が入ってきますので、そこは十分捉えて、以前言ったように、英会話の会話にいろんな業者がありますが、トピックとかトーフルとかいわゆる英検とか、そういったものに例えば支援をしていって、町としてそういったものにどんどんチャレンジさせていくというのもありますし、英会話を今まで以上に力をつけさせる

ということ間違いなくありますが、その辺をもう少し議員が今御提案いただいたのも含めて、研究させていただけたらと思っております。

○議長（清神 清議員） 西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ALTだけで、今、やっておりますけども、上峰町は1人1分程度ということなんですけども、工夫すればALTなんかを長い時間話したり、英会話ができたりする方法もあると思いますので、ぜひとも田布施の子は英語ぺらぺらちゅうぐらいに、大いにやっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、西本議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） ここで、ただいま11時45分でございますが、次の質問は終わらないと思っておりますので、暫時休憩に入りたいと思っておりますが、再開を1時15分にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。1時15分再開です。じゃ、暫時休憩します。

午前11時44分休憩

.....

午後 1時15分再開

○議長（清神 清議員） それでは休憩を閉じ、一般質問を続けます。

竹谷和彦議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） それでは、私のほうから2問ほど質問をさせていただきます。質問の相手は東町長さんをお願いいたします。

まず、1問目でございます。

田布施町のまち・ひと・しごと創生総合戦略について質問します。

平成27年10月の田布施町まち・ひと・しごと総合戦略によれば、河川公園においてワークショップを開催・実施等が掲げられている。そこでお尋ねする。1番、実施、企画、主催はどこが行うのか。2番、具体的な実施場所は。3番、実施時期は。4番、何をするのか。

これは、9月議会においていただいた配付資料には、イベント等を今後行っていくと、はっきり明記されておりましたが具体的なアクションは起こしているのかをお尋ねいたします。

5番として、例えば光市の冠山公園とか新南陽市の永源山公園にはコンクリート製の屋根のある野外ステージが設置をされているんですが、田布施町でもこういった野外イベントのための設置を検討していないかということをお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

まず、「田布施町まち・ひと・しごと総合戦略」についての御質問でございます。お尋ねのワークショップの開催・イベントの実施について、町といたしましては行政主導ではなく、町と各団体が連携してワークショップやイベントの開催・実施を行うとしているものでございます。

そうした前提でございますので、基本的に実施、企画、主催はどこかと申しますが、実施場所、実施時期については、それぞれイベントを開催される実施主体ということになります。

これにもともと入りましたのは、職員の思いは、詩情公園のほうをできるだけPRして使ってほしいというのが、職員のいろんなアイディアの中に、みんな示されておりましたので、恐らくいろんなイベントでできるだけ使えるように総合戦略の中に入れてみようということでもございましたので、行政としてイベント主体とかいう行政主導でイベントを開催するという、そもそもそういった趣旨で入っているものではございませんでしたので、それはお含みおきをいただきたいと思えます。

また、こういうイベント等を、利用要望等がございましたら、都市公園条例また規則にのっとり利用手続きを進めてまいるということになろうかと思えます。

それでは、4点目で、何をするのかということでもございますが、皆さん御存知のように、近年はさくら祭りを詩情公園のほうで実施をして開催をいたしております。これに加えて、平成28年度から観光協会と町ボーイスカウト・ガールスカウトの共催で広島広域都市圏との「見ぬ友と心結ぶのろしりレー」等が開催されております。また平成29年度からは中学生の映像製作ワークショップや学習大会等にも利用されております。

また、総合戦略アクションプランの平成29年度評価検証では、河川公園解放イベント事業の重要業績評価指標（KPI）は110人とし、平成28年度より70人の増加となっておりますが、これは「のろしりレー」と「映像製作ワークショップ」の参加延べ人数を計上した関係でございます。

しかし、平成27年度から平成31年度までの重要業績評価指標（KPI）は1,000人でございますので、さらなる河川公園の、また詩情公園の活用を模索していく必要があるかと思えます。

最後に、ご質問の野外ステージの設置についてでございますが、現在、詩情公園で開催されるイベントでステージが必要なイベントは、「さくらまつり」のみと想定しておりますので、これまでどおり仮設ステージで対応したいと思えますが、またイベントの内容、規模に応じて、また検討をしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） イベントをするにして、田布施町は皆さん御存知の音楽ホールがございません。それで、何かあれば、音楽コンサートをするとなると中学校の体育館でやるということになる。私も今から15年前ですか、ハワイの触れ合いの神様のハーブオータさんのコンサートを、あちらで「さくらまつり」とひっかけてやったんですけども、あの時も暖房がないんですよ。暖房がないし、だだっ広いですから音響もちよっとよくなくて、田布施町にはそういった音楽コンサートをする適した施設がありません。あと西円寺で行って、キャパが大体100名から150人くらいしか入れませんし、それから環境センター西田布施公民館でやっている人も同じくらいですね、100人程度しか入りません。

それで、河川公園でやるにしても、永源山公園なんかは野外ステージを利用して月に1回、コンサートをやっているわけですね。ですから、ぜひともこれは、今後検討をしていただくわけにはいきませんかでしょうか。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） なんとかホールをということでございます。あのステージについてもそうでございますが、この現状から言ってなかなか固定のステージをつくってしまうというのは、いろいろな多目的に使うという公園の利用目的上、やはりそれなりの東京のように、いろんな音楽的なホールが開催される部分とか、いろんな利用目的が苦慮をされればよいと思うんですけども、田布施町の場合はなかなかこちらのほうは、あらかじめそういったような固定の施設をつくるというのは、ふさわしくないのかなあという感じはしております。

ですから、イベント内容に応じて、状況に応じて仮設のステージをとというのが一番いいかなというふうに思います。こちらのほうは河川敷のほうになってしまいますので、簡単につくれるかもわかりませんが、そういう河川の中でございますので、恒常的な施設をつくるというのは、個人的にはちょっと難しいのかなあ、仮設のほうでなんとか対応していきたいというふうに、個人的には思っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） あとコンサートのイベントを河川の野外でやる場合、困るのが、電気がまずないのでなかなかできない。それから、仮設のステージにしましても、町の倉庫にあるのを運ぶのが大変です。業者に頼めば十数万円かかりますので、そういった面で経費が非常にかかってなかなか実施が難しい状況でございますので、まずは電気の問題とか、そういった面を何か検討していただくわけにはいきませんか。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） やはり、音楽のコンサートというとP Aを動かしたりアンプにしても、やはり安定的な照明が要ったり、かなりの電源が必要となってきますので、そういったときには移動式の発電機ということになってしまうでしょうし、やはり騒音が出たり、なかなかイベントと併合しにくいようなものも出てまいりますけども、当面は仮設の中で、どういったイベントでどう使われるかということが分かりましたら、また御相談をしてみたいと思いますし、いろんな宝くじとかそういったもので、そういったイベントも支援機材等がいただけるのであれば、まちづくりの協議会のほうとも話をして検討はしてみたいと思います。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。ぜひなんとかお金を引っ張り出して、いろんなイベントが簡単に気楽にできるような環境づくりをお願いしたいと思います。

それでは、2番に移ります。需用費等の経費削減について。

本町の平成29年度決算の需用費は、一般会計1億4,440万6,146円、特別会計1億92万3,794円で、委託料は一般会計5億9,326万6,798円、特別会計1億1,710万1,319円と高額である。

先日、熊本県宇城市の研修視察に行った際に聞いたんですが、市では電力入札を実施して、電力会社を九州電力から関西電力に変更し、年間3,000万円ほどの予算軽減に成功した。田布施町では今後どのような方法で経費削減に取り組むのか。また、現在、業者の選定方法や見積もりや支出金額に対するチェック機能はどのようになっているのかをお尋ねする。

このことに関連してですが、平成29年度の田布施町観光パンフレット作成事業についてお尋ねします。1、金額149万9,904円（5,000冊作成）について、支払金額の明細・内訳はどうなっているのか。2、事前に複数業者から相見積もりをとったのか。3、業務委託契約をされているのか。4、業者の選定方法と決裁者は誰か。5、内容や価格は適正であるかどうかの判断やチェックは行ったのか。

以上、お願いします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 需用費の経費削減についての御質問にお答えをいたします。

まず、電力についての御質問でございますが、御承知のように電力の大口使用者への小売事業に関しては、地域ごとの一般電気業者以外のものに対する参入規制が平成7年から順次撤廃され、平成17年からは契約電力50キロワット以上の高圧受電契約まで拡大され、平成28年度より電力の小売り全面自由化となり、入札等で決定する企業や地方公共団体が増えてきております。

電力小売事業に新参入した事業者は、特定規模電気事業者、いわゆる P P S と呼ばれております。電気は P P S へ変更した場合であっても、P P S が保有する発電設備を使用し、中国電力と一般電気事業者が運用を維持する送電線等を利用して電気事業者に供給されるもので、電気の品質は変わらず競争入札を行うことにより電気代のコスト削減になるとされております。御承知のとおりでございます。

県内では、防府市が平成 1 7 年度から P P S 導入により取り組んでおられると聞いておりまして、県も平成 2 7 年度より電力使用が多い本庁舎等 2 施設に導入され、平成 2 7 年度では 2 6 0 万円の削減見込みと報道がされております。

本町では、契約電力や電気使用量等を P P S と中国電力に試算してもらった結果で、契約電力が多い庁舎、中学校、給食センター等の 8 施設を中国電力と平成 2 8 年 6 月より 3 年間の長期契約を締結しており、これにより毎年約 3 2 万円程度の経費削減となってきております。

来年の 5 月末には、中国電力とのこの契約が満了となりますことから、今後の方針を決めるため、年内に中国電力と P P S に再度見積もり依頼を行うこととしております。

次に、業者の選定方法や見積もり、支出金額等に対するチェック機能についてでございますが、地方自治法施行令や田布施町財務規則で予算・支出・契約等の規定があり、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約は契約予定価格より予算執行方法が異なります。契約予定価格を検討する際には、町内または近隣等の業者より見積書を提出してもらい、決裁を受けたのちに予算執行となります。また、支出のチェックは担当課、総務企画課財政係及び会計室で行っております。

最後に、平成 2 9 年度の田布施町観光パンフレット作成事業についてのお尋ねでございますが、平成 2 6 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。本町でも国と県の長期人口ビジョンや総合戦略を勘案し、人口ビジョンを策定し、これを踏まえて今後 5 カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめた「地方創生総合戦略」を平成 2 7 年度に策定いたしました。

この「地方創生総合戦略」を策定するに当たり、指名型プロポーザル方式で 5 社を指名し、参加表明のございました 3 社から、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所を選定し、田布施町人口ビジョン・総合戦略策定業務を初め、子育てワークショップ等運営事業、農産物ブランド化構築事業等を平成 2 7 年度より委託しております。その中で、本町の課題でもありました観光面についても、田布施町とジャパンインターナショナル総合研究所と一緒に研究や協議を行ってきた経緯がございます。

そうしたことから、この研究所が本町の移住・定住、都市交流、特産品開発、各種イベント業務等の課題や、町の方針をよく理解していただいていたこともあり、観光パンフレットの企画、データ取

集、印刷等に関する見積書の提出を求め、内容を精査し、企画、財務等に適正と判断をし、業務委託契約を締結いたしております。

作成については、さらに観光協会や関係機関と十分に連携しながら田布施らしさをテーマに5,000冊を作成いたしました。納品後の著作権につきましては、本町に帰属しております。増刷や内容の変更等全て本町ででき、今年度9月に3,000冊の増刷を町内の印刷業者に発注し、現在の在庫は約600冊となっております。来年度も観光協会や関係機関と内容変更等も協議した上で、増刷をしたいと考えております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。私が質問をしたのは、大体149万9千円何ぼか、その内容ですが、例えば委託料がいくらだとか、写真の取材とかそういったものが幾らで、編集コピー代とかが幾らで、デザイン撮影が幾らで、それで印刷費が5,000部で一部何円ほど、トータルがというのが知りたいわけでありまして。

私、実際にこの金額を見たときに、これはおかしいと思った、この金額は。高すぎるなと思ひまして、ちょっと近隣の平生町さんと柳井の観光協会のほうに行ってみました。

そうしましたら、平生町はこういったA4の6ページです、折り込みの6ページのほうですけど、こちらが平生町さんの場合は、これを平成21年につくっております、A4の6ページ、5,000部。この金額が全部作成料を含めて40万575円です。

それから、次は、つい最近つくった柳井市の「旅々やない」というパンフレットで、このパンフレットはA4の12ページです。全部で4ページでフルカラーです。すごいすてきなパンフレットですね。こういったパンフレットですけど、観光協会に行つて、これ実際に幾らかかったのか、製作費用を教えてくださいと聞きますと、そうするとメールで返つてきまして、これが何とデザイン料も含めて1万部印刷して、平生もあれですが69万円と消費税と、つまり74万5,200円、これ1万部刷つても田布施町の半額。これはちょっとおかしいなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 最初に質問のありました各単価でございますが、企画費等が一式で10万円でございます。デザイン等の編集料が8ページでございます、16万円でございます。また撮影機等、プロが来て撮影をしております。これ4日間やっております。これが1日5万円で20万円でございます。それから文書の作成費、デザインの補正等全部含めまして8ページの20万円でございます。マップ作製費は8万円でございます。それで、あと打ち合わせとか構成費等が10万円、印刷製本が全部で40万円となっております。それに諸費用として通信費とか交通費等が入っていて1

40数万円となっております。

うちも、このパンフレット作成づくりにジャパン総研のほうに仕様書を示してしております。その中で、やはり写真だけ今までの従来あるものを使って張りつけたらパンフなら高くなるので、過去につくったのがうちでは平成14年につくっております。それが60数万円です。

でも、今回はそういうのを全部なくして、とにかく手にとってもらえるパンフレットをつくろうではないかと考えまして、一応、パンフレットをとるのはどういう人がとるのかというような調査もいたしてございました。そうすると、やはり旅行広告が多いのは20代、40代の女性、それ向きのパンフレットを表紙にしたらどうか。今までの田布施と言えば「桜」とかいうイメージで、桜をイメージして、私たちはやっぱり一番最初の表紙は「桜」がいいんじゃないかとか思っていたんですが、やっぱりそう今は3月の観光パンフレットなら、みなさん手にとるらしいです。年間を通じてやっぱりとってもらえるというものでつくろうということで、今回、モデルも入れました。そういう費用もあって高くなっております。

実際にそれだけではなくして、ターゲットでつくって、もう1部つくっているのがあるんですよ、「TABUSE Trip」、田布施で始まるすてきな女子旅とか、こういうのは、ただこれだけではなくしていろんなものをやる中において、観光協会とかと打ち合わせをした上で、今のパンフレットとなったという経緯があります。

ですから、うちとしても、大変今までの既存の町の広報とか撮った写真とかじゃなくして、レイアウト等も全部モデルも生かしてやっていますので、内容価格もおおむね適正と考えておりまして、またネット等でカメラマンの価格等も調べてみました。ならジャパン総研が出している金額と相違はなく、大体のものと思っております。

ただ、こちらから全部提供してつくっていただければ、安くできていると思いますけど、内容の構成等を全部やってもらっていますので、また、さっきも言いましたような、こういう表紙とか、データ修正もできるようにいろんな写真等も納品していただいております。

だから、先ほど町長も言いましたが、今度出すときは中をちょっといらしてみようかなあとと思いますし、その著作権も全部いただいておりますので、もう今後うちのほうでできるようになっておりますので、今度は町内業者に頼んでやってもらえれば、安価な値でできると思っております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） まあいろいろ事情があったというのは把握いたしました。

平生町と柳井市で値段を安いのと、あと田布施町のパンフレットは、実際、近隣の印刷業者さんの

営業担当に見せました。これをお宅でつくったら幾らかかりますかということを知って見ましたら、まあ、1冊、周南市のふじたプリント、これ県内の山口県の有名な情報書も扱っているということで、すけども、その営業担当はばらばら見て、写真を数えたりしてざっとだったんですが、まあ、50万円あればできるんじゃないかと口頭で言いました。あらっと思って、これの3倍ぐらいやと言ったらたまげておったぐらいでした。なんで50万円できるのとか。不思議に思ったって。

それで、今度は町内の印刷屋さんに行って、これをお宅で刷ったら幾らぐらいでしょうかと聞きましたら、そちらの42万円の消費税でできるというふうに言っておりまして、だから45万3,600円、やはりコスト的にちょっとどう考えても一般町民の目から見たらおかしいわけですから、これはぜひ是正していただきたいと思います。

それと、この間、宇城市のほうに行きまして、宇城市の総務部次長の（タマガワ）さんという方からいろいろ公会計の説明を受けたんですが、これ非常に「目からうろこが落ちる」ような、いかにして予算を立てるかといろんな話をされました。この次長からも出張で皆さん行かれるとか、あるいはその方も幾らでも喜んでこちらに来るとおっしゃっていましたので、そういうのも検討していただくと。

あと、もう一点、近隣のパンフレットには印刷会社が明記されていますが、うちの場合はなぜ印刷会社が書いてないんですか、これはなぜでしょう。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 難しいんですけど、ジャパン総研のつくったというのは、ちょっと向こうもPRしたいところがあったのかなと思いますが、今後、増刷等については、そういうものもいただいておりますし、先ほどいろいろ議員さんおっしゃいましたが、ジャパン総研、下松の星降る何とか、岩国市の観光、それから美祢市の特産品開発とか、みなつくっております。やっぱり美祢市の特産品の分もちょっと見たんですが、最後にジャパン総研が入っていた記憶があります。

そういうので、以後はそこもうちに著作権を全ていただいておりますので、そういうものはなくしてもいいと思っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 今からそういう予算の数字に関しましては、住民の目が非常に厳しいことだと思いますが、周南市では、先日、入札金額を洩らした事件もありますので、まあ、みんなが納得できるような金額のことをしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、竹谷議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 続きまして、國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 今回の質問は、2問行います。どちらも一問一答方式で、まず第1問目は、東町長に答弁をお願いします。

このたびの町長選では対抗馬はいなく、どんな田布施町をつくっていくかという争点のないまま、新人で元副町長であった東現町長が無投票で当選されました。

これまで長信町政を総務課長として、あるいは副町長として支えてきた面があり、その町政の継続という面があるにしても、町民の中に入って、懇談会などをして話し込んだりすることがなかったために、東町長の人となりも、どんなまちづくりをするのかも、多くの町民はわからないまま就任されたという声を聞きます。

本12月議会は、11月15日に、東新町長が就任して以来、初めての議会となります。一国の総理であれば、施政方針演説をし、それに対する代表質問がありますが、町長にはそんな場がありません。そこで、一般質問の場で、新町長の思いをただしたいと思います。

全ての面にわたってということになれば、1時間の制限時間内に及ぶことはできません。私は、人と自然が循環するまちづくりを田布施町に移住して以来、一貫して追求してきました。麻里府地区から多くの支援を受けてこの場に立っていますので、麻里府の将来像に絞って質問をします。

東町長は、町職員からの出馬ということから、この秋、経済厚生委員会で研修視察に行きました鳥取県日南町の同じく町職員出身のコンパクトビレッジを推し進めておりました故増原町長とダブリます。東町長も、同じように行政経験が長く、田布施町に精通しているために、全てを前例踏襲ではなく、また、財政困難を理由に町民の要望を一蹴することなく、彼のように周辺地区も含めた大胆なまちづくりを進めてくれるものではないかと期待しております。

また、同じく島根県の飯南町にも研修視察に行きましたが、ここでは人の循環を図るために、平成28、29年には、50名余りの移住者を迎えており、少子高齢化が進む田布施町でも、そういった面での取り組みをしていただきたいと思います。

そこで、まず初めの質問は、麻里府地区の将来像についてです。

ここに田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これ、平成30年6月7日に発行されたものです。それと検証資料、これがあります。それと見ますと、基本目標1の産業振興による雇用の創出の基本目標の4の観光産業の育成・支援の①地域コミュニティの連携の部には、のんびらんど・うまし利用促進事業という項目が入っております。

そこで、それがどれだけ達成されたかという検証資料を見ますと、「のんびらんど・うましまの利用

が夏季に集中しているため、季節に左右されない運営方法を検討します。また、地域おこし協力隊員と連携し、さまざまな企画を打ち出すとともに、各種媒体を活用した情報発信を行い、交流人口の拡大に取り組みます」となっており、評価は検証資料を見ますと、おおむねAとB、そして、利用者数も、平成29年度には、平成31年の目標値である2,500人を1,000人以上超えております。

それを踏まえて、麻里府地区の将来像の第1問は、のんびらんど・うましまの施設の改修や運営を含めて今後どうするのかということです。

のんびらんど・うましまは、平成8年にオープンし、今年で23年目を迎えます。これまで小さな補修で済ませてきておりますが、シーズンオフの営業も検討するとなると、それだけでは済みません。元協力隊員が居残ってくれて、どうにかしのげているものの、きちんとした20年先も見据えた将来像があり、生活が保障できないと、続けられるものではありません。

質問の第2は、耐震性のない旧麻里府小学校の校舎を今後どうするのかということと、第3は、避難所として機能し、他の施設を含む複合施設として機能する公民館の移転の準備をいつから始めるのかということです。

田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これですね、これの基本目標4の持続可能で元気な地域社会の形成の基本的方向の1の(1)地域と地域の連携の①の地域コミュニティの連携の部には、麻里府活性化事業という項目が入っております。町内5地区ある中で、小学校を廃校したから町が疲弊しないようにと、麻里府を指定して活性化しようということが見て取れます。

そこで、それがどれだけ達成されたかという検証資料を見ますと、「麻里府地区の活性化を図るため、防災拠点、生活サービス施設、交通弱者対策など、総合的に検討し、計画を策定します」となっていますが、評価は平成27年、28年、29年度全てが最低のCの評価であり、29年度の評価内容は未策定、課題・問題点は未記入、今後の取り組み対策は地元と協議となっております。以前は、旧麻里府小学校の跡地を考える会とも協議しているようですが、それもないまま3年間推移して、いずれもCの評価を出しています。それでいいものかと思っています。

麻里府地区には、医者も、店も、そして、人が循環するには、かなめとなる、歩いて行ける小学校も4年前に廃校となりました。小学校を廃校するには、ただ単に児童数が減ったからというので廃校するのではなく、町の施策として、地区の将来を見通した、それにかわる振興策がなければならないのは当然のことです。それを、予算措置も執行できない地区に任せるわけにはいきません。

廃校になった耐震性のない旧麻里府小の校舎は、埋蔵文化センターと郷土館の物置場となり、もうすぐ4年を経過するにもかかわらず、これからどうするのかは定かではありません。今のところは、他の自治体のように民間に使用許可を与えることもないように聞いております。

近年、想定外の自然災害がふえ、海岸に近い麻里府地区に避難準備の放送が流れますが、防災拠点となる大避難所が麻里府地区にはありません。公民館とは別個のそういった避難所をつくるとなると、財政が逼迫してる田布施町では、到底無理な話です。

質問の第4は、高潮対策の堤防建設とあわせ、漁港と国道を結ぶ広い道を建設できないかです。

漁港へ通じる道は、尾津中と尾津東の橋をつなぐ狭い町道しかありません。大型車が入るには、離合が困難です。

また、高潮や津波時の麻里府自治体の避難を考えたら、高潮対策の堤防建設にあわせ、漁港と国道間に大型車が通れる道路が必要との住民の声を聞きます。

質問の第5は、国道188号線の戎ヶ下へ抜ける歩道の拡張はできないかです。

この歩道は、中学生や高校生、一般の麻里府地区の人は、自転車を利用する場合、車道を通行するのは危険だからとほとんどの人が通ります。しかし、狭いところは1メートルにも満たない場所があったり、歩道が車道より一段高いところにあるため、危険だと訴える人も多いのが現状です。また、麻里府の第1避難所が麻郷にあることから、どうしても安全な道路確保も必要です。

今、国道188号線の歩道拡幅工事が行われていますが、必要感からいけば、こちらのほうを優先すればよかったのにとの声も聞きます。

質問の第6は、少子高齢化が進む麻里府地区に、移住者の受け皿づくりの拠点化ができないかです。

今、中郷地区では圃場整備に向けて、その準備が進んでいます。圃場整備が済みましたら、その田んぼを使つての農業経営をどうするかという問題も発生してきます。

今住んでる人の中から、農業法人を使つて運営できるかということ、高齢化が進み、農業をしたいという意欲のある人の移住がないと、それは不可能です。

また、漁協では、漁業従事者の研修生を募集しながら、後継者づくりを進めています。今後、継続的に行われないと、取り返しがつかないことになります。

今回、経済厚生委員会で、研修視察した飯南町では、定住者促進住宅を建設して、その受け皿づくりをつくっています。熊毛郡内でも、平生町と上関町では、定住者促進住宅の建設をしています。

麻里府地区では、見田団地がありますが、そこには程度のいい空き家があります。それが、あてがわれないかと思っています。

そういった観点から、麻里府地区に移住者の受け皿づくりの拠点化が必要と考えます。

質問の第7は、買い物バスと通学バスを併用したりして、町営バスの有効活用や、もっと利用料金を安くしたり、ボランティアによる移送サービスはできないかということです。

今、買い物バスの麻里府の登録者は21人です。5地区の中では一番多いんですが、利用となると

年金生活者には1乗車500円というのがネックになっているようです。国道を走ります防長バスを利用すると、平生の医者やスーパーに行くのに340円で行きます。周東病院でも470円です。

今回、経済厚生委員会で研修視察した日南町では、コンパクトビレッジ構想で、3つの公共交通手段を設け、住民の足確保に努めています。隣町の平生町では、住民のボランティアで無料の移送サービスを行っています。

そういったことを参考にしながら、必要時以外は眠っている買い物バスと通学バスを併用して、町営バスの効果的運用はできないかと思っています。ボランティアの運転手を募集して、移送サービスを進めてもいいのではないかと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、非常に幅広い質問で、7点御質問をいただきました。私も、就任いたしまして、まだ少ししかたっておりませんが、これまで町職員としてかかわってまいりましたので、麻里府地区のことについては、十分認識しているつもりではございます。

麻里府地区につきましては、御承知のとおり、山があつて、海があつて、田園があつて、沖合に馬島があつて、本町の中で本当にきれいな、風光明媚な魅力ある土地だと思っております。

私といたしましては、町内の地域全てに共通することではございますが、こうした各地域の特徴や魅力を生かした、また、問題を解決するような地域づくりができればと思っております。

特に麻里府地域につきましては、今、担当課では、今、県が進めております元気生活圏づくりで、麻里府のほうでお話をしたらどうかというのは、担当課のほうでは考えているようでございます。小行司でやっておりますが、5地域で独自のプランをつくってもらって、それに向けて、地域の方がこういうものが需要だというものがある、それを行政のほうで支援していくというようなものだろうと思っております。

この地域元気生活圏づくりには、地域ぐるみで地域で抱える課題を共有して、まず、目指すべき地域の将来像を明らかにし、将来の夢、将来の目標、役割分担等を定め、その中で、地域が取り組むこと、行政と一緒に取り組むこと、行政がすること、地域の皆さんと一緒にすることなど、手づくりの地域将来計画を策定していただき、地域を維持・活性化するための仕組みを推進し、さらには、産業振興や移住・定住の促進を目指していけたらと思っております。

全部共通するものもございますので、これだけ解決したらというわけにはいきませんので、おっしゃいますように全部リンクしてるものも多くございますので、こういった元気生活圏づくりで対応すれば、関連する部分が点線で結ばれてくるのかなと、今、思っておりますが、これからぜひ私も勉強して対応させていただきたいと思っております。

それでは、7つの項目がございますので、通り一遍の回答になってしまいますけども、7つについて、それぞれ御答弁させていただきます。

まず、1点目でございますが、のんびらんど・うましまの改修や運営を含めて今後どうするのかというお尋ねでございます。

平成29年6月定例会において、議員から運営についてのお尋ねに、前長信町長が回答させていただきましたとおり、ここ数年、施設の老朽化が目立つようになりましたので、今年度7棟あるキャピンのうち、2棟を修繕し、3月までにもう1棟修繕する予定としております。ですから、老朽化すれば、当然修繕して対応していくということは、これまでどおり対応していきたいと思っております。

こうした施設の修繕や備品の更新につきましては、指定管理者とこれまでどおり協議しながら年次的に、計画的に町としても取り組んでまいりたいと思っております。

また、今後の運営につきましては、うましま自治会に指定管理者としてお願いしておりますので、次年度の更新まで、今問題となっている通年営業ができるような体制づくり、また、課題等を十分指定管理者のほうと話をし解決に向けた取り組みをもう一回始めてみたいと思っております。

また、大規模な、老朽化に伴いまして、本当に、大規模といいましょうか、本格的な改修等が必要となった場合は、もう一度改めて地域の皆さんや議会の皆さんの知恵も拝借して、のんびらんど・うましまのあり方全体について検討していきたいと思っております。

2点目でございますが、旧麻里府小学校の校舎についてでございます。

旧校舎につきましては、耐震性がなく、老朽化が由々しく進んでおりますので、現在町といたしましては、なかなか利用に向けた取り組みができないのが現状でございます。主に文化財等の倉庫として一部使用しております。また、消防法等に定められた要件を満たしていない2階については、使用を制限させていただいております。

一般の利用につきましては、平成28年6月にコスプレ団体等の団体がイベントを開催しただけとなっております。

また、本年10月には麻里府地域の連合自治会から「旧校舎のコンクリートの一部が落下するおそれがある」との連絡がございまして、現在、老朽化した旧校舎には入ることがないように、「立ち入り禁止」という表示をして、周辺にロープを張るという状態になってきております。

今後につきましては、連合自治会等とさらに協議を進めながら、私なりに話のほうをしてみたいと思っております。

3点目の麻里府公民館の移転についてでございます。

町では、御存じのように、これまでは耐震性のない公共施設、学校とか、そういったものを対応を

優先して実施してまいりました。

現在、本庁舎の耐震・改修工事を実施しております、この面で聞かれたりもするわけですが、残るのは最も古い、老朽化が最も進んでおる中央公民館のみとなります。

まずは、中央公民館の問題を解決いたしまして、その次に麻里府公民館の検討、町のほうでは以前よりして、考えています。

4点目の高潮対策の堤防建設とあわせて漁港と国道を結ぶ広い道路はできないかとの御質問でございますが、現在、実施されております海岸保全事業は、農林水産省の農山漁村地域整備交付金事業で、防災・減災等を目的とした事業でございます、高潮目的の護岸工事でございます。

これによりまして、先ほど申されましたような事業、該当がしないということでございますので、道路建設の事業メニューがないというのが実情でございます。

第5点目の国道の戎ヶ下へ抜ける歩道の拡張についてでございますが、国道188号線につきましては、国、県へのいろんな要望をこれまでずっと行ってきておりますが、本年度、麻里府地区の歩道設置が完了するという予定になっております。

現在のところ、次は鳥越地区の歩道がないところの歩道整備を要望いたしておりますので、これをぜひ早期に県にやっていただきたいということで、これまでどおり要望をしていきたいと思っております。

そういうことになりますと、御指摘の戎ヶ下付近の国道が、歩道が狭く早急な対応が必要と思われまますが、現在の状況でいきますと、国も限られた財源の中で、地元市町の要望を聞きつつ、事業の必要性を検討し、計画的に事業を行なわれておりますので、ぜひ次期の計画には入れていただけるように、国のほうにも働きかけていきたいと思っております。

第6点目の麻里府地区の移住の受け皿拠点づくりができないかということでございますが、本町においては空き家バンク制度があり、これを活用し、物件として登録していただき移住者の受け皿にするというのが、これまでのスタンスでございます。

現在、空き家バンクは12件の登録がございますが、11件が既に成約済みで、そのうち、2件入っております麻里府地区の物件で1件が成約済みです。

本町といたしましても、一つでも多くの物件を登録していただけるよう周知していきたいと思っております。

7点目の買物バスと通学バスを併用したり、町営バスの有効活用や、もっと利用料金を安くできないか、ボランティアによる移送サービスはできないかということでございますが、買い物送迎サービスにつきましては、交通弱者の方の対策として、平成26年10月から、町社会福祉協議会において実施されており、登録者数も年々増加はしております。

平成29年10月より、一層の利用者のニーズに応えるようにということで、従来の経過地よりも3カ所追加して、できるだけ御自宅から行かれないところを、直接バスという形ではなく、結ぶ、利用しやすいようにということの制度で検討してきております。

今後も、一部だけであるというわけにはいきませんが、タクシー会社、JR、バス会社さんともお話をしながらやっていくということになりますけれども、今後とも、JRや防長交通と協議しながら、さらに了解を得ながらシステムに変えていきたいと考えております。

また、ボランティアの移送サービスにつきましては、一部、町社会福祉協議会でやっていただいておりますが、本格的な実施に向けましては、ニーズやボランティアの人材確保が必要でございまして、そういう把握、人材把握が必要だと思います。

今後、本町では、外出困難な高齢者などの外出手段としてどのような施策が実施できるのか、現在の実施主体であります町社会福祉協議会と検討を続けていきたいと思っております。

以上でございますが、6点目の移住・定住の受け皿づくり、7点目の外出困難者への対応等、現在の取り組みをお答えさせていただいただけでございますが、冒頭申し上げましたような、地域の皆さんとこういうものがいいというものをいろいろ話し合っ、元気生活圏づくりをつくる中、対応すれば、それぞれいい解決方法が見つかるのではないかなというふうに思っております。

ですから、私の希望でございますが、できましたらこの計画に地域の皆さんも積極的に取り組んでいただいて、地域の将来計画をつくっていただき、町と一緒に取り組んでいただけたらと思っております。

まだ、就任したばかりで、具体的にどうこうということはございませんが、できるだけ新年度予算の中で、また編成のときに努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 先ほど、小行司の取り組みについては、ここに小行司地域づくりの会というの、こういう会もつくっておられまして、みんなのイベントとか何とかいう、そういったのも私、持っております。

こういった組織があると、麻里府も動いていけるんじゃないかと思うんですが、ただ単に麻里府でそれをつくれえやって、訴えかけるだけではうまくいかないものです。小行司のこれは、農水省の指定を受けて、その援助でからこういったのをつくっておられるんじゃないかと。今現在、小行司地域では、それがうまく作動してるんかどうかというのを聞かせてください。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 議員が今言われましたように、小行司地区においては、平成21年度に、小行司地域づくり検討会というのをつくられております。小行司地区というのは、御存じのように、本町の飛び地で、ちょっとした特殊性もあり、地域の結束力の大変高い地域でございました。ですから、生活圏づくりをするにしても、なかなかみやすい面もありましたのを中がきちっとまとまっていたというのがあります。

その中で、基本方針といたしましては、機能・サービスの拠点化、集落間ネットワークの強化、地域コミュニティ組織の育成、地域産業の振興と新たなビジネス結び、また、都市部からの移住・定住の促進、以上の5項目を軸として、小行司の夢プランができております。

一番の機能・サービスの拠点化といたしましては、拠点施設を小行司のにこにこパークにし、小行司特産品加工センター並びに駐車場使用や周辺の整備等、今行っております。これがまさしく、地域がつくった小行司地区の夢プランに沿った行政が協力している事業であります。

また、集落間のネットワーク強化につきましては、小行司、唯一にこにこパークのところにバス停がございます。そこを拠点として、今後、いろいろな買い物送迎サービス、デマンド交通の発着点ともできるように、にこにこパークのところが整備できたら、あそこも小型館の地域交流館みたいな施設になればというのが地域の夢でございます。そういうふうに、行政としても協力していけるものがあれば、協力していこうと思っております。

また、地域コミュニティにつきましては、あそこは大変盛んでして、自治会、婦人会、環境保全会、法人等がございます。また、地域おこし協力隊員も参画させようと思っておりますし、一時期できた当時は、小行司祭りとか、ルーラルフェスタ、にこにこパークのうどん祭りとかいろいろやられていました。一時衰退しましたが、今また、法人さんのほうに20代の方が2名入られました。祭りも復活してきました。若い人の力で企画された、本当すばらしい祭りになっております。

そのように、やっぱり地域が一つの課題について、全員が共有して、麻里府地区といえはここを今後、先ほど言われました中郷、圃場整備もします。その中で、私も圃場整備進めるときに、10年後を見てやりましょうと言いました。なら、すごい意見が出たんですよ、中郷地区で。山のほうが、あそこで牛を飼うて、こうやって、ああやってとかいう意見聞いて、私、この中山間づくりでこういう計画を立てた最高の地区と思っております。だって、海があります。漁業があります。これを一体化して、あの廃校になった小学校のところなんか、中心的拠点として、皆さんと同じ、地域の方にやって、考えていただいたことを、まず圃場のことは私たちがやろうじゃないか、地域でやろう、部落でやれんやあ地域でやろう。地域でやることと行政でやることを、ちゃんと区別しながら、協力できることは行政が協力して、そういうふうなものをつくって、未来構想図をつくっていきたいんです。

そう思って、今、そういう話を中郷の一部の人としました。明日、農業委員会があるんですが、その後、こういうものを説明してくれということになっておりますので、説明したいと思っております。

中郷から上郷へ、下のほう、海のほうへ、馬島へと伝わって、いいものができればなと思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 小行司の法人も、今、20代の人が2人入ったということなんですが、高齢化が進んどるわけです。こういったのを組織化してつくったのはいいが、これから10年後を踏まえると、作動していってもらいたいんですが、そういったのを後から追いかける麻里府としては、成功事例をたくさんつくってもらいたいんです。

だから、まあ、つくったから、あなた、同じ人たち、勝手にやりよってじゃなくて、そういった辺も、ずっとこれからも一緒に歩みながらやっていきたいと思うんですけど、そういった辺はどうでしょう。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、隣の平生町も、この地域生活圏づくりをやろうじゃないかというんで、たしか宇佐木地区と曾根地区はかなり進んでるんじゃないかと思います。佐賀地区が、今、つくっておられる最中じゃないかと思います。佐賀地区も、山あり、海ありですので、同じような地形ですので、ちょっと情報等も得て。

何といっても麻里府地区でございまして、本当に今困っておられること、そういうのを収集して。でも、よそより自慢できることもあるんだよというようなのは伸ばしていきたいと思っておりますので、そういうことも皆さんと一緒に認識してやっていきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ありがとうございます。

今度は、それぞれの質問についてのことなんですが、うましまの利用者は、本当、目標を町が達成して、リピーターも多いので、これから存続の方向で考えてもらいたいと思うんですが、シーズンオフの利用も含めて、施設の大きな改修となると、概算どれぐらいかかると思われますか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） ちょっと試算しておりませんので、ちょっと金額等は申し上げにくいですが、今、4月から秋まで営業します。これを冬にやることになると、やはり夏はシャワーで済むんですが、お風呂とかも必要になってくると思いますし、果たしてそれをやって、何を魅力にお客さんをお呼びするかの辺を十分考えてやらないといけないと思っておりますので、やっぱり馬島自治

会の方とも、しっかりその辺は協議したいと思っています。

馬島に1人、20代の方が入ってこられます、また。その人も、やっぱり大学時代、馬島の海岸清掃等で来られた方が、大変馬島が気に入ったということで来られますので、それで、そういう方も含めて話ができればと思います。その人がどういうあれで入ってこられるのかというのも、まだちょっと把握できてませんので、その辺今後、検討課題とさせていただきます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 利用者の多寡にかかわらず、指定管理料というのはずっと同程度で360万円から80万円ぐらい、それで推移してますね。今、19歳の人が入る、2名、高齢化が進むのは進むんですいね。いずれ、だから将来、だから私は、初めに言いましたように、20年先ぐらいをずっと見通した将来像というのを考えると、なら、そういった若い人を中心にしたNPO法人に任せるとか、そういったのも選択肢の一つじゃないかと思うんですが、それはどうでしょう。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 元気生活圏の話をしましたが、元気生活圏づくりの中で、その辺も含めて大きな検討をできればと思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） うましまだけじゃなくて、ほかの質問もありますので、ちょっと次に移らせていただきます。

先ほども、町長の答弁にもありましたが、尾津西では、この秋、自治会要望事項にダクト修繕の点検整備というのを出しております。これからずっと老朽化が進んでいくと、点検整備は毎年欠かせないんじゃないかと思えます。

点検整備には、毎年、ほかの剪定とか何とかかんとかありますので、草刈りは自治会でから担当してからやってると思うんですが、そういうものを含めて毎年幾ら計上してる。

○議長（清神 清議員） 亀田総務課企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 点検整備、整備っていうことは、今していない、（発言する者あり）消防点検と、あと、近隣の草刈りの関係を、地元の方には校庭をやってもらってますけど、そのほかのところをシルバーに委託しておりますので、それを地域計上をしております。（発言する者あり）ちょっと手元に資料を持ってないんで、申しわけございません。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 麻里府小学校の校舎については、以前はコスプレ撮影に利用したということがあるということなんですが、今、物置以外に利用価値がないという。しかし、耐震性のな

い古い校舎を、他の自治体では、改修して宿泊施設にするとか、そういったこともしておるようです。今後、再利用するのか、それとも壊すのか、それをちょっと聞かせてください。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 麻里府の旧小学校につきましては、やはり問題は2つありまして、低いということ。ですから、防災上から見ると、やっぱり高潮、津波、大雨の氾濫、やっぱり桜川そばでございまして、河口からすぐそばということでございます。

そういう問題があるということと、あと、橋がやっぱり狭いということ、それと、つくりが簡単だということで、大きな重機とかそのまま引っ張ってくるというわけにいかないということがあって、せっかく国道のそばにありながら、今の進入路では、なかなかそこをやろうといっても技術的に無理な面があるかと思えます。

ですから、今、町のほうとしては、当面具体的にということは持ってありませんが、先ほど経済課長など申し上げましたように、元気生活圏づくり等で、地域の方のお話で、そういったものがクリアできるものがあれば、やっていきたいと思いますが、基本、校舎につきましては、やはり平屋で木造で、管理しやすいとか、安全性が確保されやすいような構造もあろうかと思いますが、私が今、報道等で見ますのは、かなり新しく、最近まで、十分安全に使っていたようなきれいな小学校が廃校になったような形を、サテライトオフィスとかいうのはよく見るんですが、やっぱりちょっと麻里府の場合、やっぱり2階建てで、コンクリートの劣化とか考えると、やはりなかなか安全性のことがあって、これはというのが言いにくいものですから、今のあそこのグラウンドの広場と体育館、それをどう使ってくるかというのは、今のところの現状でございます。

大変申しわけございませんが、今、その2つの課題をどうクリアしてくるかというのはちょっとまだ今のところはっきりしたものは持ってありません。

麻里府公民館の移転とか、御質問でございまして、複合的な施設をどうするか、防災とか、買い物とか、コミュニティーとか、移送サービスどうするかというときには、それが選定肢としてそこが選ばれば、またそうかもわかりませんが、なかなか進入路の件とか、国道のアクセスから見ると、やっぱりちょっと課題が克服し切れないなど。住民の方も、やっぱりそういう感覚かなというのはございます。少しお話をしながら、将来、どう麻里府地区のそういう複合施設、どういう目的で、道の駅とかそういった機能もつけながら、防災コミュニティーとかいうものを、いろんな国、県の事業を上手に使いながらやっていこうというお話はした上で、お答えをしたいと思います。

今のまま、あれを使うというのは、ちょっと私自身は思っておりません。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 校舎の件はそれにして、公民館のほうもあるんですが、私も、光の室積公民館、ここは出張所も隣に、施設に入っておりますんで、それと比べるっていうのはどうかと思います。それとか、平生町の曾根公民館、そういったのもどういう態になってるかというのをお聞きしました。室積のほうだったら、5年前から需要調査を実施して準備を始めております。それから、平生町のほうも、地域の声を聞きながら、やっと建てかえは済んだというふうに聞いております。

麻里府公民館だったら、その中に必ず避難場所の機能を持つものを入れていただかないと、今の、ですから公民館ではだめだと思います。なら、どこにするか、その場所を早く決定していただければと思います。地元の人との協議となるかと思うんですが、中央公民館の後、公民館古いから後だとちょっと言われても、その準備には幾ら早くても結構だと思うんです。ですから、今からその辺は取り組んでもらえませんか。

○議長（清神 清議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 建て替えるにしても、すぐできるわけではございませんので、やはり長期の財政計画の中に入れ込む必要がございます。今、麻里府のほうは入っておりません。

今、中央公民館のほうは、32年か3年に財政計画にも入って、だから、そういう整理をして、やっぱりただ単にその計画が宙ぶらりんでいろんなものが動いていると、やっぱりこれからの人口減少とか、財政対策上、行き当たりばったりの施策になってしまいますので、十分お金のことをいうんじゃないけれども、財政上の一定の確証のもとに動かさせていただきたいと思います。

計画につきましては、やはり防災のようなものを当然入れるというふうに思っております。そうすると、一挙に国道から北のほうになってしまいますので、そうすると、限られてくるということがございますので、そういう大きな覚悟を少しお話をしなけりゃいけない時期かなとは思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員、あと15分しかないから、2問目がありますので。國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっとまだ言い足りないことがたくさんあるわけなんですけど、一つには、国道も歩道の拡幅、カワノ工業の前に1メートルにも満たない箇所があります。歩道を拡幅する場合には、何メートルという、そういった基準の広さがあるというのは承知していますが、そこは早急にどうにかならないものかということと、空き家バンクについては、本町では借家しか扱っておりません。空き家の売却というのはどうなのか、まずこの2点、ちょっと済ませません、お願いいたします。

○議長（清神 清議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 国道の一部拡幅の件でございますけども、先ほど町長の答弁がありましたように、とりあえず鳥越地区ということで、国のほうが考えているようでございます。

ぜひ機会がありましたら、多分つくるものは、今のほうは鳥越ということで、けさもちょうど鳥越地区の子供たちが、通学する際の写真をきのう撮りにいったところでございます。

したがって、少し難しいんじゃないかと思いますが、都合は伝えておきます。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 議員が言われるように、その辺の柳井市等は売却、不動産売却やっております。うちもつくる時、そこも含めてといろいろ考えたんですけど、特に麻里府を例にとってちょっと説明しますと、麻里府地区とかで空き家が出るじゃないですか、なら、売るとなったら、隣にある田んぼとか山とか、全て一緒にないと売らないよという方がほとんどなんです、家だけなら。そうすると、農地法等の問題があつて、3反要件等があつて、農地を持つと思えば、3反以上一遍に持たないと持てないとか、いろんな条件があるんです。だから、クリアできるものについては、借りられた方と話を進められて、それは売買されても結構じゃないかと思います。

でも、いろいろ考えたとき、当初、そういう問題がかなり大きく出てましたので、一応今、制度でこのままちょっと分けるようにしてやっていって、いずれ柳井市等やっておりますように、売買の関係のほうもできるように。美祢市のほうが、農地法があつても、ちょっと若干軽くとかいうようなことも考えてますので、その辺も参考にしたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 第2問のほうに移りたいんですが、最後に、これだけちょっと言わせてください。買い物バスが、今500円ですいいね。これが適正価格ということです。先ほど言いましたように、尾津のほうの人は、防長バスを使ってから平生のほうに行くんです。買い物とか、340円で。小行司から政井医院という、柳北小学校のところまでは370円です。スーパーのフジまでは450円です。そういったことで、今、ほかのところも、山口市とか、日南町でも、1乗車が200円です。200円というところが多いです。ですから、そういった辺もこれから検討していただきたいと思うんですが、これだけ答えてください。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） この件につきましては、以前もちょっとお答えしてるんですけども、有償運送協議会といいまして、JRやタクシーとかバスとか、そういったところと協議をして、町で価格設定をできるものではないんで、そういった協議会の中で金額とかを決めていくことになりますので、簡単にこの金額にというような感じにはなりません。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 検討していただきたいと思います。

じゃあ、次の大きな質問は、携帯電話、スマホ等と学力についてです。尾崎教育長に答弁をお願いします。

私が議員になるまで、現役時代を含めて、ずっと携帯電話を持っていませんでした。必要感がなかったし、それに振り回されるのが嫌だったからです。時たま電車に乗ると、左手にはスマホを持っていたり、乗車するやいなやスマホを取り出す人が大半です。そんなに頻繁に情報のやりとりをしなくてもよかとうにと思いながら、そんな人を半ばあきれながら眺めています。

そんな折、「スマホが学力を破壊する」との新書本が多くの教育関係者や保護者に衝撃を与えているようです。

「スマホを4時間以上使うと2時間の学習効果が消える」、「自宅学習の減少や睡眠不足が成績低下の原因ではない」と書いてあり、これまで教育関係に携わった者としては、手に取って読みたくなり、一気に読んでしまいました。

7万人の子供たちを対象に、数年間にわたって行われた大規模調査の結果をもとに書かれたものだけに説得力があります。

田布施町ではいち早くそのことに注目し、田布施中学校で研究したのが4年前と聞いています。その年の12月議会では、西本議員が「スマホの使用と学力関係」について質問し、教育長からは「携帯・スマホの使用時間と学力に相関関係が非常にある」との答弁を引き出しています。

また、答弁では、ほかにも「全ての家庭でルールづくりが行われるよう、学校、保護者、地域一体となった取り組みを進めていきたい。スマホ等を禁止することに神経を使う以上に、正しく使用することのできる能力の育成や、ICT機器の活用により、学ぶことの楽しさや魅力について伝えていくことのほうが大事じゃないかと考えている」と述べています。

それから4年が経過し、そのときの児童生徒や保護者、担当した教師たちも、ほとんど変わってきております。

携帯電話の使用率は高くなっています。その後の取り組みについてどうなっているのか、保護者の啓発や家庭でのルールづくり、情報教育と一体となった児童生徒への教育等、それらを踏まえて、何点か質問します。

そこで、質問第1は、携帯電話、スマホなどの情報機器の利用に関し、親子で同意の上、利用する時間・場所、アプリに関するルールづくりをつくっている割合は幾らか。一応小6、中3対象でいいですから、お答えください。親子でルールをつくったり、生徒会でルールづくりをするといった事例が全国各地で行われており、効果を上げております。また、広島市では、スマホ10オフ運動、10時以降は使わないという運動です——進めているが、中学生ではなかなか達成率は低いとの調査結果

もあります。

質問の第2は、ノーメディア・ウィークは年何回行われ、保護者の反応はどうかです。

食卓に携帯電話等置いてあって、団らん風景が消えたとの新聞記事をよく見かけます。親子の会話がはずむことを期待していますが、保護者の反応はどうなのでしょう。

質問の第3は、ネット社会のルールやマナーをテーマとして開発された学習キットを利用した情報モラル教育は、その後、継続的に行われているのでしょうか。また、その効果はどうでしょうか。

研究成果として、中学校では成果があったとの報告があり、さきの議会質問の「教育長答弁では、小中学校9カ年の中で小学校にも取り入れていきたい」と。「中学校のほうから、指導者を小学校のほうに派遣したい」とも述べています。

質問の第4は、コミュニティースクール、コムスクの中で、地域・保護者一体となって携帯電話、スマホの弊害について発信はできているかです。

さきの議会質問の教育長答弁では、「全ての家庭でルールづくりが行われるよう、学校、保護者、地域一体となった取り組みを進めていきたい」と述べています。町内全学校に、全てのコムスクの組織はでき上がっているそうなので、そこでの取り組みをお聞きしたいです。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、お答えをします。

本町では、確かな学力の定着と学ぶ意欲の醸成を学校教育の重点目標の一つに掲げ、児童生徒一人一人に対して十分な学力を身につけさせるために、小・中学校が足並みをそろえつつ、保護者・地域等からも学習等支援を受けながら、小学校から中学校の9カ年にわたる切れ目のない指導を進めています。

また、学習や生活において最低限身につけてほしいことを「20の心構え」としてまとめ、幼保小中学校が同一歩調で定着を図っているところでございます。

一方、家庭学習、家庭読書の定着といった点につきましては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の回答結果からも、家庭における生活習慣の改善が喫緊の課題となっております。

特に、議員御指摘のように、子供たちのスマホ、携帯への高い依存度による弊害は社会問題にもなっており、その対策が本町においても迫られているところでございます。

それでは、1点目の家庭におけるスマホ・携帯等の利用に対するルールづくりであるサイトの制限や利用マナー、利用時間や利用場所、利用場所といった、そういったものにつきまして、現状について、直近の調査結果をもとに小学校6年生と中学校3年生の現状を中心にお答えします。

まず、本町の小学校6年生につきましては、スマホ・携帯等を利用している児童生徒、利用して

児童生徒でございますが、その77.5%の家庭で利用に関するルールづくりができており、ルールを決めている家庭の児童ほど学力ランクが高い傾向にあります。

また、中学校3年生につきましては、スマホ・携帯等を利用している生徒の62%が家庭でルールを決めていると答えております。小学校と同様、ルールを決めている家庭の生徒ほど学力ランクが高い傾向が出ております。

次に、中学校で実施しているノーメディア・ウィークの回数と保護者の反応についてお答えします。

中学校では、田布施中では、各学期の定期テスト、いわゆる中間テスト及び期末テストのテスト期間中をノーメディア・ウィークと定めて、家庭学習や家庭読書への時間に充てる取り組みを進めています。

また、各小学校でも、田布施中のテスト期間とあわせてノーメディア・デイと定め、家庭学習や家庭読書へ時間を充てる取り組みを進めております。

このノーメディアの活動については、どの学校の保護者も肯定的な受けとめをしていただいております。

3つ目のやまぐち総合教育支援センターや山口県警等が配信している情報モラル教育に係る「学習キット」の活用につきましては、多少の利用はあるものの、ほとんどの小・中学校では、現在、携帯電話会社や情報モラル関連法人等からの情報モラル教育の専門家を招聘し、児童生徒や保護者を対象にスマホ・携帯等を安全に取り扱うことができる「安全教室」を実施しています。

こうしたことから、情報モラル教育につきましては、映像視聴による学習形態から、専門家を招聘して直接指導を受けるといった形態に移行しているよう状況でございます。

最後に、コミスクの機能を生かしたスマホ・携帯等の弊害を保護者や地域に発信していく取り組みにつきましては、学校運営協議会等で、スマホ・携帯等に対する児童生徒の現状について意見交換はなされておりますけど、家庭と地域が協働して何か動きを起こすといった段階には、仕掛けはしておりますが、現在至っていないと思います。

本町としましては、「家庭充実の日」を第3日曜日に変更したこともあり、その意義をしっかりと伝えていくとともに、子供たちが家庭学習や家庭読書に十分な時間を充てるような取り組みを引き続き進めてまいります。

また、1日1時間以上スマホ・携帯等を使ってゲームなどに熱中しないよう、そして過度なスマホ・携帯等の使用が心身の成長を阻害すること等について、学校運営協議会やPTA、青少年健全育成町民会議等の力をおかりしながら、町民全体への啓発も図っていきたいと思っておりますので、今後とも、また議員含めて御支援いただくようよろしくお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 國本議員、2分以内で。國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 質問することは、再質問することはたくさんあるんですが、ちょっとこれだけ聞かせてください。これを配布したと思うんですが、そのまま配布したのか、それとも、この内容をきちんと指導して配布したのか、それをお聞かせください。

○議長（清神 清議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、実は西本議員さんに教えていただきまして、それをもとに、各学校、個別、各校配布しております。各児童生徒に配布しております。主には、今度保護者会がございまして、そこへ特に課題のある子どもを学校も掘んでおりますので、保護者、三者の中でこれを提示して、この辺についてももう少し家庭で一緒にやっていきたいというふうに、個人的な指導に加えていくつもりでございます。できるだけ、それを生きたものにして使っていきたいし、また、ポスター等にしていろんなところに配布するというのも現在考えております。十分それを生きたものにして活用させていきたいというふうに、学校で、今、いろいろ取り組みを考えておりますし、実際、学校としては進めさせていただいております。

以上でございます。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 時間が来ましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（清神 清議員） 以上で、國本議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） また、一般質問は、これで終了させていただきます。

本来ならここで休憩をとっておったんですが、まだ余りたっていませんので、このまま休憩をとらずに進めてもよろしいですか——では、意見がございませんでしたので、そのまま進めさせていただきます。

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

日程第8. 議案第59号

日程第9. 議案第60号

日程第10. 議案第61号

日程第11. 議案第62号

日程第 1 2. 議案第 6 3 号

日程第 1 3. 議案第 6 4 号

○議長（清神 清議員） 日程第 5、議案第 5 6 号から日程第 1 3 までの 9 件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略をいたしております。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました 9 議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第 5 6 号は、田布施町一般会計補正予算（第 3 号）であります。

歳入の主な内容ですが、国庫支出金は、心身障害者福祉事業に係る介護・訓練等給付金や町道補修事業に係る社会資本整備総合交付金などによる増額補正であります。

県支出金については、介護・訓練等給付金や農地中間管理事業などによる増額補正であります。

諸収入の増額補正は、周防大島町の送水管脱落に伴う給水応援費用負担金などによるものであります。

町債は、町道補修事業に伴う増額補正であります。

なお、収入調整として、財政基金から繰入金を 3, 1 5 0 万円を計上いたしております。

次に歳出ですが、各費目におきまして、給与改定に伴う職員人件費の補正を行っております。

各費目の主な内容についてですが、まず、民生費は、障害者自立支援事業費や重度心身障害者医療給付事業費の増額見込み、前年度精算による返還金の追加計上のほか、来年度から小学校 6 年生まで拡充する子ども医療給付の準備に伴う経費の計上などにより、増額補正といたしております。

衛生費は、周防大島町の送水管脱落に伴い、給水応援に係る人件費等を増額補正するものであります。

農林水産業費は、定着支援給付事業や多面的機能支払交付金などの減額見込みによる減額補正であります。

土木費は、社会資本総合整備総合交付金の追加内示に伴い、道路橋梁長寿命化計画策定事業や町道補修事業等を追加計上いたしておりますが、麻郷団地外壁等改修事業や町道駅南線の拡幅に伴う建物補償費が減額見込みであることなどから、全体としては、減額補正といたしております。

教育費は、埋蔵文化財発掘調査事業や西田布施公民館空調機更新事業などによる増額補正であります。

以上により、歳入歳出それぞれ 9, 4 7 9 万 6 千円を増額補正し、予算総額を 6 3 億 4, 9 5 5 万 3

千円とするものであります。

なお、各小学校及び田布施西児童クラブ1組の空調設備整備事業に係る債務負担行為を追加計上しております。

議案第57号から議案第59号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第57号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

主な内容は、国保事業報告システムの改修に係る増額補正であります。

議案第58号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

主な補正内容は、社会資本整備総合交付金の減額に伴う整備事業費の減額補正であります。

議案第59号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

主な補正内容は、保険給付費の減額補正であります。

以上が予算関係議案についてであり、引き続き、条例その他の案件について御説明いたします。

議案第60号から議案第62号までの3件は、人事院勧告及び山口県人事委員会勧告に準じて実施する特別職及び一般職の給与改定等に伴う条例改正であります。

まず、議案第60号は、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

改正内容は、期末手当支給割合の改定であります。

議案第62号で一般職の30年度の勤勉手当を年間0.1月分引き上げることとしており、また、国の特別職の職員の給与に関する法律で規定される期末手当支給割合も年間3.35月に改定がなされることに伴い、12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、期末手当の年間割合を国に準じて3.35月分とするものであります。

次に、議案第61号は、町長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。

改正内容は、議案第60号と同じく、期末手当支給割合の改定であります。

次に、議案第62号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

改定の内容は、山口県人事委員会勧告に準じて、給料表を平均0.2%引き上げ、また、期末勤勉手当については6月期及び12月期の勤勉手当支給割合を0.05月分ずつ引き上げ、総支給割合を年間4.4月分とするものであります。

また、人事評価の結果反映を任命権者の区分に関係なく全体で行えるよう、所要の改正を行うとともに、宿日直手当については、国、県に準じ、勤務1回に係る支給限度額を200円増額し、4,400円とするものであります。

議案第63号は、田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、印鑑登録の抹消事由に、登録者が後見開始の審判を受けたときを追加するとともに、条文の整理を行うべく、条例を改正するものであります。

議案第64号は、田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

これは、関係省令の改正に準じ、町の基準条例を改正するもので、主な内容としましては、地域密着型サービス事業に新たに共生型地域密着型通所介護が創設されましたため、指定基準の設定を行うものであります。

この共生型サービスは、これまで高齢者の方は介護保険事業所、障害児の方は障害福祉サービス事業所の提供するサービスを利用されていましたが、障害者の方が高齢になったときに切れ目なくサービスが受けられるよう、また、サービス資源の有効活用ができるよう高齢者の方と障害児の方が同一の事業所でサービスを受けられよう創設されたものです。

既に障害者福祉制度で一定の指定を受けられている事業所が高齢者の通所型サービスを行う場合は、申請により共生型地域密着型の通所介護の指定を受けることができます。

また、その他の改正としましては、医療と介護の機能を兼ね備えた施設となります介護医療院の創設に伴い、要件中の施設に介護医療院を加えるものなどであります。

具体的な基準につきましては、関係省令を参酌して定めることとされておりますが、国の基準と異なる内容を定める特段の事由はないことから、関係省令と同じ内容で基準を条例化するものであります。

以上、本日御提案申し上げました議案9件について、その概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由を終わります。

これから質疑を行います。議案第56号、質疑はありますか。林山議員。

○議員（8番 林山 健二議員） 債務負担行為をちょっと説明してほしいんですが、経済厚生委員会で説明があるんなら結構です。なければ債務負担行為。

○議長（清神 清議員） 亀田総務課企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 債務負担行為を補正ということで、限度額を1億3,781万7千円ということで、平成31年度から平成44年度の13年間ということで、債務負担行為を追加するものです。

内訳としましては、小学校の4校につきましては、1億3,646万9千円、それから西児童クラブ

の1組の分につきましては134万8千円、合せて1億3,781万7千円で設定したいということでございます。

これ、支出、30年度に支出はございませんけど、先ほど一般質問でもございましたけど、実際に発注していこうということでございますので、何か担保というの、そういったものを設定したいということで、今回、債務負担行為を追加させてもらってやっていこうということで、今回、債務負担行為を設定するものでございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 林山議員。

○議員（8番 林山 健二議員） もともとこれ、エアコンつけたら2億円ぐらいかかるよという話だったですよ。それが今、1億3千何ぼで、多分、これリースで契約されるんだと思うんですが、そういう話あんまり私にないよね。大体リースでいくんじゃないかなというようなニュアンスの全協での話がありました。ほんじゃけど、もうこういうぽーんと債務負担行為で出てきちよるわけ。それで、詳細説明もない。結局業者に、プロポーザルならプロポーザル、それで発注したらこういうふうになりましたよとか、そういう話が一切なしに、ただ債務負担行為でぽーんと出てきて、私らの委員会でかからない、だから聞いているんです。その詳細が、結局どういういきさつでこうなったのかというのを聞きたいわけです。もともと2億円という、かかるからと、いろいろ腰が重たかった。それが、今度は1億3千万円ででしょう。それで、そのときに、全協のときに、リースでやると安くできますよちゅう話はなかった。どっちにしる同じぐらいちゅう話やったろう。（発言する者あり）1億3千万円ちゅう話あったかね。（発言する者あり）あったんかいの。（発言する者あり）それで、要は5業者から、要はうちやったらこういう形でやりますよという提案を受けて出したのがこの値段ちゅうこと。そしたら、業者も具体的に決まるとということ。

○議長（清神 清議員） 亀田総務課企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 一応、業者とは、一般質問でもお話しましたが、5業者の方が、今、話が来ているということでございますけど、一応大体の単価ということで、業者との話の中で、13年のリースで何ぼということが出まして、前回の臨時会の全員協議会で、国庫補助だったら2億何ぼ、それから、リースの13年であれば今回出します1億3,646万9千円に、前回はちょっと西児童クラブは入れておりませんが、小学校の関係について、両方の金額をお示しし、そのときのお話の中で、設計業者での単価であれば2億何ぼになりますけど、そのところが落ちてくるんじゃないかと思いつつながら、全国的に一極で来るんで、どこまで下がるかというのはちょっとわからない。ですけど、リースのほうは、維持管理も含めてこのくらいの金額でできるということで、前回の資料に

も載せております。

リースと国庫補助でやったときのメリット、デメリットというのを表に、1枚物ですけど、それで前回のときに説明させていただいたというところがございます。

そのときに、もうリースしますよということのはっきりは言ってないかもしれないですけど、そういったところで、町のほうではリースでいこうということで、今度、1月にこの債務負担行為の補正を承認いただければ、その準備で、プロポーザル方式でやっていくということで、学校教育のほうで対応していくということになっております。

○議長（清神 清議員） 林山議員。

○議員（8番 林山 健二議員） それで、15年かいい、たつて、リース切れた後は、また再リースをする予定なんかね、それとも買い取る予定なの。

○議長（清神 清議員） 長合課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 13年のリースの終了後は、再リースも可能ですし、状態がよければ、その後は引き取ることも可能というふうに考えております。状態がよければというのを維持するためにも、ぜひ、このリース契約にはメンテナンスも含めてリースをしたほうが有利なんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） 林山議員。

○議員（8番 林山 健二議員） 結局、リースが切れた後、要はその利用をしようとすれば、向こうの言い値でなきゃいけないかなちゅうことを心配しちよるわけです。少々高うとも何にしても、言い値じゃなきゃ、ほかの業者にかわることはできんのじゃから、ほんじゃから、そこらをもうちょっと煮詰めたほうがええんじゃないかなちゅう気がするわけ、私が言いたいのはそこなの。

○議長（清神 清議員） 長合課長。

○学校教育課長（長合 保典君） リース終了後につきましては、こちらのほうで引き取るものについては無償で引き取ることが可能だと考えております。逆に撤去ということになると、撤去費用なりがかかってくるのかなということで聞いております。

○議長（清神 清議員） よろしいでしょうか。

○議員（8番 林山 健二議員） 無償であれですね。終わります。

○議長（清神 清議員） ほかにございませんか。西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 今の一部関連するんですけども、前回、こういうエアコンを整備するに当たって、電気代のアップ及び、多分受電盤の設備容量が足らんとするんです。その辺が、設備改造代、この辺もちょっとこれに含めんにゃいけんと思うんですけど、その辺、この間大体幾らにな

るという計算書ですか、ある程度何ぼかかるんですかという質問をしましたが、答え出ましたか。

○議長（清神 清議員） 長合学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 電気代についてなんですが、当初の計画では、夏、エアコン、クーラーのみの使用ということで考えておりました。金額としては、約350万円ぐらい上がる見込みとなっております。

先日、暖房についてももし使った場合ということ想定しまして、ちょっと問い合わせをいたしておりました。けさ回答が来たんですが、それとの差が35万円ぐらい。夏、冬使った場合で約380万円、夏のみの利用の場合で345万円という結果が出ております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 電気代は出ましたけども、各小学校の今のトランスの設備容量、これは問題ございませんか。

○議長（清神 清議員） 長合課長。

○学校教育課長（長合 保典君） すいません、トランスにつきましても、このリース料の中に入れております。交換も含めて想定しております。

○議長（清神 清議員） よろしいでしょうか。ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） ないようでしたら、次に行きます。

議案第57号、質疑ございませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 今日、瀬石議員の一般質問にも、繰り入れてはどうかという言葉が盛んに出ましたが、議案57号の1ページです。繰入金が1億7千万円ぐらいありますが、どう言うたらいいんですか、内訳ちゅうたらいいんですか、出どころちゅうたらいいんですか、それを教えてください。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） これは、1億7千万円は、一般会計の繰入金におきます総額であります。これには、職員給与費やその他、町の負担すべきもの、また、国や県から入ってきたものを、一般会計から国保特会に繰り出すもの、これが含まれております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 手を挙げて。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 一般会計から繰り入れなんですが、実質的に国県からが大部分で、町からはゼロですか、それとも町からもあるんですか。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 町から、職員の給与等は繰り出しております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） じゃあ、人件費のみぐらいで、実質的には、町からの健康保険には
援助はないような状態というふうに考えたらいいんですね。

○議長（清神 清議員） 吉村健康課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 町から法定外の繰り入れは行っていません。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。

○議長（清神 清議員） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第60号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第61号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第62号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第63号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第64号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を全て終わります。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第64号までの9件は、会議規則第39条第項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおりです。所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（清神 清議員） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、散会をいたします。ベルがありませんので、ベルを鳴らしませんが、以上で終わります。大変お疲れさまでした。

午後3時08分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 谷 村 善 彦

署名議員 瀬 石 公 夫

議事日程(第2号)

平成30年12月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第56号
平成30年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について
(委員長報告)
- 日程第3 議案第57号
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第4 議案第58号
平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第59号
平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第60号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第61号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第8 議案第62号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
(委員長報告)

日程第 9 議案第 6 3 号

田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（委員長報告）

日程第 1 0 議案第 6 4 号

田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（委員長報告）

日程第 1 1 議案第 6 5 号

副町長の選任について

日程第 1 2 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 5 6 号

平成 3 0 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について（委員長報告）

日程第 3 議案第 5 7 号

平成 3 0 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について（委員長報告）

日程第 4 議案第 5 8 号

平成 3 0 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について（委員長報告）

日程第 5 議案第 5 9 号

平成 3 0 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について（委員長報告）

日程第 6 議案第 6 0 号

田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について（委員長報告）

- 日程第7 議案第61号
町長等の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第8 議案第62号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第9 議案第63号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第10 議案第64号
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第11 議案第65号
副町長の選任について
- 日程第12 閉会中の継続調査について

出席議員 (13人)

1番	畠中 孝議員	2番	穴井 謙次議員
3番	松田規久夫議員	4番	西本 篤史議員
5番	國本 悦郎議員	6番	谷村 善彦議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	林山 健二議員
10番	石田 修一議員	11番	木本 睦博議員
12番	竹谷 和彦議員	13番	清神 清議員

欠席議員 (1名)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 森本 充君 書記 岩本 周平君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	教 育 長	尾崎 龍彦君
総務企画課長	亀田 典志君	総務企画課主幹	堀 昌子君
税務課長	堀川 誠君	税務課主幹	藤本 直樹君
経済課長	向山 智章君	建設課長	田中 和彦君
建設課主幹	吉藤 功治君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	長合 保典君	社会教育課長	中田 正美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（清神 清議員） 本日の会議を始めます。

あらかじめお知らせをいたします。河内賀寿議員から、欠席届が出されております。本日の会議は欠席でございます。脳梗塞の気があるということで、入院加療で1週間の療養が必要だということで連絡が入っております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（清神 清議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、林山健二議員、石田修一議員を指名いたします。

日程第 2. 議案第 56 号

日程第 3. 議案第 57 号

日程第 4. 議案第 58 号

日程第 5. 議案第 59 号

日程第 6. 議案第 60 号

日程第 7. 議案第 61 号

日程第 8. 議案第 62 号

日程第 9. 議案第 63 号

日程第 10. 議案第 64 号

○議長（清神 清議員） 日程第 2、議案第 56 号平成 30 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）

議定から日程第 10、議案第 64 号田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてまで、9 件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 12 月 10 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 56 号及び議案 60 号から議案第 62 号の議案 4 件について、12 月 14 日に審査を行いましたので、その結果と経過について御報告申し上げます。

議案 4 件につきましては、執行の説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 56 号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

残りの議案 3 件は、議案 60 号、61 号は賛成多数、議案 62 号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月10日の本会議にて、当委員会に付託されました議案第56号から59号及び議案第62号、63号までの議案6件について、12月に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案6件につきましては、執行に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。議案第56号から議案第64号まで、討論はありませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 議案60号、61号に対し、反対討論をいたします。

特別職や議員には、選挙のハードルもあり、特別な存在と言えるかもしれない。しかし、住民との間に認識のずれがあってはいけないと、世の中の給与の支給体制と整合させる必要があると私は思います。

60歳以下の若い人、つまり現役世代においては、特別職、議員、町職員、ともに報酬、給与の減額の必要はなく、人事院勧告に従い、アップも必要だと。現在、60歳を超えれば、給与のカット、65歳以上はもう一段の給与カットというようになっている。再雇用者は、一般的に減額が普通である。特別職、議員、会社役員、報酬を決められるような立場にある人の報酬が、世の中の仕組みと違うのはどのように考えればよいのか。

私は、議員に期末手当があるのを、議員になって初めて知った。1期目の私は、議員で3番目の、2期目の今、68歳になっているが、若い人から4番目、田布施町議会は高齢化が進んでおります。年寄りが頑張り過ぎているのかもしれませんが。年寄りの頑張りには、ボランティアの要素も必要で、社会への恩返しの意味もあります。

今、多くの特別職、議員は、年金の受給者です。公的年金と報酬の二重取得者と言えます。愛する田布施のために、高齢の特別職、議員は、一部報酬をカットして、田布施町に貢献しようではありませんか。今、学校のエアコン設置が話題となっておりますが、カットした報酬が町の施設にお役に立つのはうれしいことではありませんか。皆さんに、「そうだね」と賛同してほしいものです。

報酬について反対なのか、予算に反対するのも一つの方法だと思います。しかし、予算に反対となると、全ての行政サービスをストップすることにつながることもなりかねません。住民への影響を考えれば、一つのことですべてを否定するということはできないと思いますので、私は、議案60号と

61号のみ反対いたします。終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、松田議員の反対討論を終わります。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号平成30年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてから、議案第59号平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてまで、3件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第57号から議案第59号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号町長等の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第65号

○議長（清神 清議員） 次に、日程第11、議案第65号副町長の選任についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日、御提出いたしました追加議案の提案理由を説明申し上げます。

議案第65号は、副町長の選任についてであります。

本案は、新たに副町長として川添俊樹氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

川添氏は、昭和58年4月に田布施町職員として採用され、平成21年4月から9年間、建設課長、町民福祉課長の要職を努めてまいりました。

同氏は、人望も厚く、本町の行財政に精通していることから、副町長として適任と考え、御提案するものでございます。

よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。議案第65号、質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。議案第65号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号副町長の選任についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第65号は同意することに決定いたしました。

日程第12. 閉会中の継続審査

○議長（清神 清議員） 次に、日程第12、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定意見の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

○議長（清神 清議員） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

平成30年第6回田布施町議会定例会を閉会をいたします。

（ベル）

午前9時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清神 清

署名議員 林山 健二

署名議員 石田 修一